

令和3年9月愛荘町議会定例会会議録

令和3年9月2日（木）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 報告第 7号 令和2年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 7 議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第16 議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第17 議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 高橋正夫君
7番 外川善正君	8番 徳田文治君
9番 河村善一君	10番 吉岡 忍ミ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 伊谷正昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	中西功君
教育長	徳田寿君	教育次長	上林市治君
総務政策監	青木清司君	福祉政策監	森まゆみ君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	みらい創生課長	西川傅和君
公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
福祉課長	田中孝幸君	商工観光課長	藤野知之君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	辻裕樹君
生涯学習課長	陌間秀介君		

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 伊谷一真

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。9月といたしますのに、なお厳しい残暑が続く予想がされております。議員各位におかれましては、日々本町の発展や福祉向上のために議員活動を頂いておりますことに、高い席からではございますが厚く御礼を申し上げます。座らせていただきます。

ここ1年以上に及ぶ新型コロナウイルスの流行は、いまだに終息が見えない中におきまして、9月12日においては滋賀県を含む全国21都道府県に緊急事態宣言が発令をされておきまして、今後も引き続き感染症予防に万全を期する必要があるとございます。

愛荘町議会におきましても、感染症予防対策といたしまして、本日の議場の出席者を極力減らすことといたし、議員の半数以上の出席、または説明員につきましても答弁関係職員のみ出席とさせていただくことになっておりますことを御了解を頂きたいと思っております。

また、感染症予防のためには閉鎖した空間、近距離での多人数の会話などには御注意を必要であることから、質問及び答弁につきましては、より一層簡潔に行われますように御理解を賜りたいと思っております。

また、本日は一般傍聴の方は一応取りやめとさせていただいておりますが、報道機関の申出により、今回報道に関しましては許可をいたしましたので御了解を頂きたいと思っております。

また、本日はクールビズの期間中でもございますので、本会議出席者は麻シャツ、ノーネクタイで出席をしていることを申し添えておきたいと思っております。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和3年9月愛荘町議会定例会は成立をいたしましたので、ここで開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊谷正昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の議事録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番 河村善一君、10番 吉岡忍ミ子君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（伊谷正昭君） 日程第2、会期の決定について議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの23日間に決定をいたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（伊谷正昭君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） おはようございます。令和3年9月議会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大を受け、滋賀県を含む7道県に8月27日から今月12日までの間、緊急事態宣言が発令されました。

本県では、8月8日からまん延防止等重点措置が適用され、様々に住民や事業者の皆様にご協力を頂いているところですが、1日の新規感染者数が連日のように更新されるなど急激な感染拡大が続いています。愛荘町においても、8月中旬以降、ほぼ連日陽性者が確認されており、昨日、9月1日時点で累計102人の陽性者数となっております。

本県への緊急事態宣言の発令に伴い、住民の皆様には、基本的な感染症対策の徹底はもとより、生活や健康維持のために必要な場合を除き、原則として外出を控えていただくこと、飲食店等を営む事業者の皆様には、酒類やカラオケ設備の提供停止や時短営業、またイベント開催における制限など、より厳しい措置が要請されているとこ

ろです。

愛荘町における感染拡大を早期に食い止め、医療体制の逼迫を防ぐため、この緊急事態宣言下、皆様に大きな御協力を頂いておりますことに感謝を申し上げます。

また、ワクチンの接種状況ですが、8月28日から妊婦の方々を優先接種の対象とし、併せて59歳以下の方々を、また9月12日からは12歳以上の全ての住民の方々に接種枠を広げ、週末だけでも1,000名を超える方々に接種いただける体制を整えました。接種機会の少ない15歳以下の方々には、9月4日からの優先接種の予約を行っています。さらに、町内の2事業所からも住民の皆様への接種枠を提供いただいております。県広域ワクチン接種センターでの接種と合わせ、今後、住民への接種がより進んでまいります。

次に、愛知中学校の大規模改築工事についてでございますが、令和元年度から3か年の予定で工事を進めているところでございます。7月には、4階建ての新教室棟が完成いたしました。引っ越し作業も終え、ICT環境も整った新しい教室で2学期が開始されたところでございます。

次に、8月1日から実施しておりますキャッシュレス決済ポイント還元事業については、開始から1か月が経過いたしました。登録店舗数は過去の商品券事業を上回る110件を超え、若い世代はもとより、高齢者の方々からも使ってみたら便利だとの声も頂き、好評に順調に進捗しているところでございます。

現在は、緊急事態宣言下ではございますが、住民の皆様、事業者の皆様には引き続き徹底した感染対策を講じながら、9月末までの間、地元商店での消費拡大と地域経済をより活性化いただくことに期待をしているところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について御説明を申し上げます。人事案件1件、報告案件1件、改正条例案件2件、補正予算案件3件、愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件6件、合わせて13案件を御提案させていただきました。

まず、人事案件で、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、1案件でございますが、人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名が、委員の任期3年で、法務大臣から委嘱を受け従事いただくものでございます。その候補者の推薦は、市町村長は当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければいけないとされております。委員の任期は3年となっており、本年12月31日に任期満了となりま

す。1名の人権擁護委員につきまして推薦いたしたく、議会の意見を願うするもの
でございます。

推薦いたします委員でございますが、再任委員1名を願うするもの
でございます。願ういたします委員におかれましては、行政経験者で、公務を通じて人権問題に精
通され、地域社会においても信頼され、中立、公正に活動いただいております、再任委員
として適任者でありますので、推薦を願うするもの
でございます。

次に、報告案件でございます。報告第7号では、地方公共団体の財政の健全化に
関する法律に基づき、令和2年度愛荘町の財政健全化判断比率等について、愛荘町監査
委員様の御意見をつけて報告するもの
でございます。

次に、改正条例案件2件でございます。議案第39号 愛荘町家庭的保育事業等の
設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国
が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の家庭的保育事業者等におけ
る諸記録の作成、保存方法について改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので
す。

次に、議案第40号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に
関する基準の保育所等の利用調整及び電磁的記録等を可能とすることについて改正さ
れたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、補正予算案件3件でございます。議案第41号 令和3年度愛荘町一般会計
補正予算（第4号）につきましては、1億1,004万円を追加し、総額104億2,
287万5,000円とするものです。特に、12歳以上の全対象住民に新型コロナウ
イルスワクチン感染症ワクチン接種が実施できるよう、4,390万9,000円の追
加を願うするものです。

次に、議案第42号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）につきましては、685万8,000円を追加し、総額17億8,148万1,00
0円とするものです。

次に、議案第43号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
につきましては、1,809万4,000円を追加し、総額15億3,761万3,00
0円とするものです。

次に、愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件6件でございます。議案第44号 令和2年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額12億7,554万5,000円となり、歳出総額12億4,231万1,000円で、歳入歳出差引き残高は4億2,323万4,000円でございます。

議案第45号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入歳出総額とも385万5,000円であり、歳入歳出差引き残額はございません。

議案第46号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額1億7,351万2,000円、歳出総額1億4,751万8,000円、歳入歳出差引き残額2,599万4,000円でございます。

議案第47号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額1億9,851万、歳出総額1億9,809万4,000円、歳入歳出差引き残額41万6,000円でございます。

議案第48号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額1億5,284万7,000円、歳出総額1億1,306万、歳入歳出差引き残額1,540万7,000円でございます。

議案第49号 令和2年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、収益的収入総額1億6,222万3,000円、収益的支出総額1億7,240万3,000円、資本的収入総額5億8,465万円、資本的支出総額8億1,057万6,000円でございます。

以上の案件を令和3年9月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時20分

○議長（伊谷正昭君） 会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 日程第4、一般質問を行います。

今期定例会は10名の一般質問通告があり、本日は7名の一般質問を行います。
それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。5番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いをします。

2項目についてお尋ねをします。1点目は、有村町政1期目の評価と2期目に向けた決意について、2点目は、小中学校の2学期制について質問いたします。

まず1点目、有村町政1期目の評価と2期目に向けた決意についてお尋ねをいたします。有村町長は平成30年2月25日に執行されました町長選挙において、当時43歳という若さで、民間企業での経験を生かし故郷の発展のために力を尽くしたいと立候補され、現職候補に勝ち、見事当選をされました。町民さんをはじめ、各界各層からの大きな期待を受け就任されたところであります。

それからはや3年半が経過し、令和4年3月4日には1期目の任期が満了することとなりました。3年半前の町長選のときに、「ありむら国知の目指すもの」として掲げられた21の項目について、大きな成果を上げられたものもあれば、諸般の事情により道半ばというものもあろうかと思えます。

そこで、まず有村町政1期目を振り返り、「いい町を。みなさまとともに。日本一を目指しましょう。」と選挙公約の中、次の6つの分野においてどのように自己評価をされているのか、これまでの実績を踏まえ、お伺いいたします。

1点目、子供、子育てや教育環境に関する分野として。愛知中学校の大規模改修、子どもの虫歯ゼロ大作戦、保育の充実。

2点目、住環境の整備に関する分野として。空き家対策、安心安全な防災システムの構築。

3点目、高齢者を敬い福祉環境を整える分野として。自治会、老人会の皆様との連携、疾患予防、生きがい、長生き。

4点目、地域交通インフラ基盤の整備に関する分野として。湖東三山スマートインターチェンジと国道8号線との主軸道路、町道の整備を拡充、国道8号線バイパスの早期実現、国道307号線の改良促進、県道神郷彦根線の早期実現、愛知川右岸道路

の整備、公共交通網、近江鉄道、愛のりタクシーなどの整備。

次に、5点目、経済活動、商工業、農業の活性化の分野として。愛荘町内に立地の企業、法人、個人等と密接に連携し、経済活動の活性化に資する事業の振興、支援。農業政策として、魅力ある農業の創生、基盤整備の強化。

6点目、地域コミュニティ施策の推進に関する分野として。集落機能とコミュニティ機能を充実、地域の皆様との信頼関係の構築。

以上、6つの分野について、町長の自己評価についてお伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、1期目の評価として、大変多くの項目について御質問を頂きましたので、少々長くなりますが御容赦を頂きたく存じます。御答弁申し上げます。

全ての世代が町に愛着と誇りを持ち、愛荘町で生まれ育ってよかったと思える幸せを実感できる町を目指し、町長に就任し約3年半の間、様々な政策に取り組んでまいりました。議員御質問のうち、1つ目の項目、子供、子育てや教育環境に関する分野については、町を担う人づくりのための教育、安心して子供を産み育てることができる環境を整えていくことを念頭に、各種施策を進めてまいりました。

長年の悲願であった愛知中学校の大規模増改築工事については、全3か年の工事を予定しており、本年度が2か年目であります。7月には生徒たちの新たな学びやが完成し、2学期から新教室棟でICT機器を活用した新たな学習環境での授業を実施しています。引き続き、管理棟、武道場等の工事を進め、次代を担う子供たちが一層輝く町の宝となる学校にしてまいりたいと考えております。

次に、子どもの虫歯ゼロ大作戦については、園や学校でのフッ化物洗口に着手し、令和3年度においては、対象を小学校3年生まで拡大し、事業を進めているところです。本取組と並行して実施した生活習慣指導の結果も相まって、子供たちや保護者が歯の大切さや予防の意識を持つことにつながり、虫歯に対する意識の向上が図れたものと実感しているところです。

続いて、保育の充実については、少子化や就労形態の変化による教育、保育ニーズの多様化といった社会環境の変化に対応していくことが求められます。安心して子育てができる環境を整備するため、幼稚園の教育課程時間以外において一時預かり事業をスタートさせたことに加え、全国的にも保育士等の確保が困難な状況に鑑み、町営

並びに町内の民間園においても、保育士等の安定的な人材確保策を実施し、待機児童の解消に向けた取組を進めております。

次に、2つ目の項目、住環境の整備に関する分野については、安全で安心な社会システムの構築など、快適で潤いのある安らぎ、居住環境の整備を念頭に各種施策を進めてまいりました。中でも、空き家対策については、官民双方がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、空き家施策の立案に当たっては、住民の知見を生かすよう努めてまいりました。その結果、今年度から空き家改修補助制度を創設し、空き家の利活用の推進を図っているほか、先般の6月議会では、空き家等の適正管理に関する条例を議決いただき、空き家の利活用を適正管理の両面で施策に結びつけることができました。

また、住民の住環境を守っていくための防災システムの構築については、災害等による被害の軽減を図るためには迅速な情報伝達が重要であることから、個別受信機をデジタル化に対応する機器に更新し、電波出力の強化により町内全域に安定した放送受信を確保したほか、災害時における対応、コロナ禍におけるメッセージの発信、町ホームページのリニューアルに加え、新たな情報発信手段となる町公式LINEの活用など、引き続き情報媒体等の強化を図りつつ、地域防災力の向上に寄与する取組を進めてまいります。

続いて、3つ目の項目、高齢者を敬い、福祉環境を整える分野については、生きがいづくりや社会参加の促進など、生涯にわたって健康な心と体をつくっていただくことを念頭に各種施策を進めてまいりました。これまで、老人会や自治会サロン等による活動が高齢者の居場所としての役割を果たしてきましたが、近年、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、地域における助け合い、支え合いの相互扶助が難しくなる傾向があり、なればこそ、地域と行政とが一層連携を深めながら、住民各位が我が事として人生や自らが期待する姿に向け主体的に取り組んでいける環境の構築を考えていかなければならないと言えます。

そのため、健康寿命の延伸がそれぞれの人生にとっても町の活力にとっても重要であることを踏まえ、住民一人一人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康元気もりもり教室を中核に、健やか愛ポイント事業、さらには地域支え愛ポイント事業を実施するなど、個々のつながりをはじめ、家庭、地域、関係機関が連携した取組を推進した結果、要介護認定率が減少するなどの数値的な成果も

現れており、生活の質、ＱＯＬの向上にも寄与しているものと認識しております。

また、現在も活発に活用いただいている老人クラブ連合会の会合等に多くの出席の機会を頂いていることや、シルバー人材センターにおかれても、女性会員の拡大に向けたプロジェクトを始動されるなど、それぞれの団体が自らの意思で生涯現役のまちづくりに資する取組を頂いていること、加えて、高齢者の皆様の活動の場となるグラウンドゴルフ場の料金体系の統一も、皆様の御期待と御理解により実現できたものであり、改めて主体的な取組を重ねていただく皆様の日々の活動に心からの敬意を表すものでもございます。

次に、４つ目の項目、地域交通インフラ基盤の整備に関する分野については、町の発展に欠かせない重要な都市基盤であることを念頭に、各種施策の推進、関係機関への働きかけを行ってまいりました。

当町での長年の懸案事項であった国道８号の慢性的な渋滞緩和に向けては、とりわけ重点を置いて取り組み、知事関係部局をはじめとする県への累次にわたる要望の結果、県道神郷彦根線の令和６年度の開通、そして、初めて同６年からの愛知川右岸道路の事業化及び整備着手のスケジュールの明示を引き出しました。

加えて、今年度中にも国道８号バイパスのルート帯が示される予定と聞いており、湖東三山スマートインターチェンジや国道３０７号、さらには現道、国道８号との接続を見据えた一体的な道路網の検討を進める中、地域活力の向上はもとより、県域全体の経済活動の向上に寄与するため、今日までその実現に向け真摯に取り組んでまいりました。

また、全線存続で合意がなされた近江鉄道線、湖東圏域で運行する愛のりタクシーは引き続き生活に欠かすことができない住民の重要な移動手段であります。現在、策定に向け取り組んでいる立地適正化計画においては、コンパクトプラスネットワークの視点が重要であり、暮らしの観点と密接に結びつけながら、地域公共交通網の検討、さらなる利便性の向上に向け、取り組んでまいります。

次に、５つ目の項目、経済活動、商工業、農業の活性化については、町のにぎわいや地域活力を生み出すため、地域に密着した商工業等の促進を念頭に各種政策を進めてまいりました。特に、コロナ禍による地域経済の低迷が課題となる中、町商工会との連携によるエール商品券事業や現在実施中のP a y P a yを活用したキャッシュバックキャンペーン事業は、住民の皆様にも高く評価いただいております。地元店舗への消

費喚起効果にも大きく寄与しているほか、町独自で町内事業者向けの各種補助制度を設けたことにより、経営力強化、事業継続の支援にも寄与したものと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についても、町内の2企業から職域接種において住民枠を確保していただくなどの配慮を頂いており、私自身が日頃から町内企業等とのパートナーシップを大事にしていることが、地域に密着した取組につながったものであると認識しております。

農業政策については、意欲ある担い手への農業用機械等の導入やスマート農業の促進を目指す経営体への最先端農業機械の導入に対する支援をはじめ、認定新規就農制度による青年就農などを進めました。

また、実質化した人・農地プランの策定等により、集積率が2017年に57.9%であったものが、2020年には66.8%となり、県平均の62.8%を上回るなど、意欲ある農業者の育成を図ることができました。今後も、継続的な支援を図るとともに、現在業務を進めております土地改良施設大規模更新事業の着手に向け、自治会や土地所有者などとともに国庫補助金補助事業の採択に向け鋭意進めてまいります。

最後に6つ目の項目、地域コミュニティー施策の推進に関する分野については、各自治会に元気に輝いていただくことが町全体の活力の向上につながるの思いから、各種施策を進めてまいりました。

近年、ライフスタイルの多様化や単身世帯、核家族の増加等により、地域への帰属意識や連帯感が希薄化しています。地域生活において、コミュニティー組織の活動は大切な役割を果たしており、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる地域づくりなど、人と人とのつながりを育むことができる社会の構築が求められていると考えます。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、自治会活動の中止や延期、内容の変更等が余儀なくされ、集落機能の維持等に大きく影響を及ぼしている状況です。

その対策として、コロナ禍における活動事例の紹介や自治会活動の再開に向けた補助制度の創設の結果、各自治会では感染症対策を徹底し、集会等を開催されたほか、規模の縮小や時間短縮、新たな情報発信手段を検討されるなど、様々な工夫により自治会活動や人とのつながりの維持に取り組まれたことは、町といたしましても非常に勇気づけられるものであったと実感をいたしております。

新型コロナウイルス感染症の終息については、先行きが不透明な中、多くの自治会

において地域活動の再開を不安視されていることと思います。

引き続き、コロナ禍により再認識したつながりを深める自主的、自発的なまちづくりを各自治会に実施いただけるよう人的、物的両面から支援してまいりたいと考えています。

そして、地域の皆様との信頼関係の構築ですが、信頼関係を築いていく上で重要なのは、多くの方々との対話、懇談の場を持つことであると考えています。昨年度は、各区長様のお宅に訪問させていただき、今年度も自治会ミーティングと題して各自治会の役員会等に出席をし、日頃の話題や日常的に課題と感じておられることなどについて懇談させていただいているところです。

今後も、自治会の皆様との懇談をはじめ、町内で活動されている団体の皆様等とよりコミュニケーションを深める機会を積極的に設け、信頼関係を一層強固なものとしていくための協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 多くの項目にわたり、詳しく答弁いただきました。ありがとうございました。

次に、これまでの自己評価も踏まえ、有村町長の2期目に向けての思いについてお尋ねをいたします。私も、町民の方々から有村町長にはぜひ次の4年間も愛荘町政を担っていただきたいという声を多数お聞きしております。2期目に向けた力強い決意をぜひお聞かせいただきたくお伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今日、刻々と大きく時代が変化している中で、町地方自治体には、その変化を恐れない、変化への対応力が求められているものと認識しています。これまでの約3年半の経験、成果を生かし、本町が有する地域特性や魅力を最大限発揮し、持続可能な町政を実現していく所存です。

本町は旧秦荘町、旧愛知川町の合併により誕生し、17年目を迎えようとしております。旺盛な住宅開発を背景に、今後も人口の増加が見込まれている町であることに加え、中山道の宿場町としての歴史が示すとおり、名神高速道路、国道8号、東海道新幹線といった日本の大動脈が当町を横断しており、特に町内に立地する湖東三山スマートインターチェンジは、当町の利便性を高めています。

このように人口増加や優位な立地という恩恵を受けていますが、様々な仕組みにお

いても、また意識、意欲の面においても、アップデートやバージョンアップ等が求められる各種の課題も同時に存在しています。余力のある今こそ手をつけていかなければならないものであり、将来世代がしっかりと輝けるよう、負担と課題を先送りすることだけにとどまらぬよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和2年度より地域創生施策の一環として、中山道愛知川地区、近江鉄道愛知川駅等を中心とするエリアをウォークブルゾーンとして位置づけ、居心地がよく歩きたくなるまちづくりの構築に取り組んでおり、特に空き家対策や移住施策を絡めた町のにぎわい創出については、これまでの制度の延長ではない民間活力を活用した新たな取組を進めることとし、町の将来への投資も同時に実行してまいります。

さらに、町の足腰を支える力となる教育及び地域活力の分野においては、子育て施策や子供たちの学力向上に向けた取組をはじめ、各自治会が個性と魅力にあふれた活躍の場となるよう、各種自治会施策を積極的に進めていかなければならないものと考えております。

一方で、令和2年の年明けより世界的に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの価値観やライフスタイルを大きく変え、コロナ禍による人々の行動変容により、ニューノーマルとも言われる新たな日常の確立が求められております。コロナ禍が生み出した課題に私たちが打ちかち、適応していくためには、昨年春の定額給付金の膨大な事務にも見られたように、システム、また社会のデジタル化の後進国という汚名をはね返し、法制面やワクチンの国内開発力なども含め、災害や感染症に強い社会基盤を構築していくのみならず、ウィズコロナ、アフターコロナ時代における家族や地域、地域住民のつながりをいま一度取り戻し、住民が安全で安心、そして自らの健康と成長、利便性をも感じられる社会を形成していく必要があると考えています。

そして、地域が元気にやっていく秘訣は、住民の主体性と心意気です。地域経済や学力向上への取組も、歴史文化や新たな魅力に輝きを持たせるにも、住民の生きがいや矜持が欠かせません。日本を構成するかけがえのない1,718の自治体の1つである愛荘町です。ポテンシャルの高い愛荘町こそ、そして、成熟と変革のただ中にある今こそ、日々の行政課題の先にあるようで、実は根底にあるとも言える公益に資する生き方をたたえる地域づくりが重要になってきます。

来年2月に行われる町長選挙には、固い決意を持って、引き続きこの重要な任に当たらせていただきたいとの出馬の意思を固めました。皆様とともに、進取の気性に富

む気骨のある人づくり、愛着と誇りにつながる明るく気概あふれるまちづくりに邁進してまいり所存です。

以上、村田議員から頂きました御質問に対し、村田議員、また町内の皆様に向け、引き続き町政を担わせていただきたいとの決意を申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ただいま、有村町長より2期目に向け立候補するという力強い、固い決意をお聞かせいただきました。健康には十分注意していただき、愛荘町のトップとして、愛荘町が日本一を目指すまちづくりの実現を図り、財政強化やインフラ基盤の整備に努め、競争力を高めるとともに、安心安全なまちづくり、子供の学力向上や町職員の人材育成に引き続き力を入れていただきたいと思います。

次に、2点目、小中学校の2学期制について教育長にお尋ねをいたします。

2002年から学校の完全週5日制が始まりました。それに伴い、授業日数が40日ほど減ることになり、それをどのように確保するかということになりました。翌年に、教育課程の指導の充実や改善策として中央教育審議会が2学期制という言葉を出して、長期休業日や学期の在り方についての意見を述べました。2学期制を導入することで減った授業数を確保できるということで、2学期制を導入する学校が増えてきたと思います。学校の学期制につきましては、全国一律で決まっているものではなく、各自治体の教育委員会、学校の考え方に任せています。コロナ対策に加え、タブレット端末を1人1台持たせるGIGAスクール構想の前倒しもあり、教職員の忙しさの解消はなかなか進まない現状であります。

滋賀県では、一部湖南市や栗東市で2学期制を導入されています。新型コロナウイルス感染対策に加え、評価方法の変化などで増す教職員の負担を軽減し、ゆとりを持って子供と向き合うために教育現場はどう変わるのか、今大きな課題と考えます。

今、全国で20%くらいの学校が2学期制を導入しています。2学期制のメリット、デメリットについては、中教審などが言われているメリットには、学校行事の効率化や、通知表の回数を減らすことで、先生側と児童が双方に時間的、精神的に余裕ができる。また、始業式や終業式の回数が減ることなどから、必要な授業数が確保できる。また、長いスパンで問題解決の授業に取り組めることで、子供がじっくりと考え、より先生と向き合って授業が受けることなどが挙げられます。

また、デメリットでは、学期の途中で長期休業が入るため、子供の生活リズムが崩

れやすくなります。また、学校行事の見直しが必要になります。また、通信簿の回数が減ることでテストなどが少なくなり、子供にとって勉強の動機づけが難しくなるなどが挙げられると思います。そういったことが言われておりますが、2学期制について教育長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

学期及び休業日につきましては、学校教育法施行令第29条によりまして、当該の教育委員会が定めるものとし、愛荘町立学校の管理運営に関する規則（平成18年2月13日 教育委員会規則第10号）により、学校の学期を定めております。現行は3学期制を取っております。村田議員もお触れいただきましたので重なる点もあろうかと思いますが、2学期制のメリットといたしましては、授業時間数が確保でき、長いスパンで問題解決型の授業に向き合えるため、子供たちがじっくりと授業に取り組めるといったことがございます。

反面、デメリットは、学期の途中におきまして長期休業が入り、学校生活等の生活リズムにメリハリがつきにくい点や、通知表の回数が減ることによりまして、成績の把握が遅れ、タイムリーな生徒と保護者との懇談が遅れるといったことがあるのではないかと捉えております。

今後、教職員の働き方改革や学習評価の観点、及び将来的な入学時期や入試制度変更の可能性を視野に入れつつ、既に2学期制を導入している実施自治体からの情報収集を行うなどいたしまして、2学期制につきまして、継続して研究を進める必要があると考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。再質問を行います。

大学に入れば前期後期と、会社に入れば上期下期と、世の中の主流は大きく2つに分かれているのが現状だと思います。3学期制で育った親世代には2学期制はなじみがないので違和感があると思いますが、子供たちがよりよい教育を受けられるように望んでおられます。それぞれのメリット、デメリットを理解して、適切なサポートをしていただきたいと思います。それぞれの地域の実情に応じた教育施策を自治体ごとを選択することがベストだと思います。行政と学校、保護者、地域が共通認識を深めることが必要だと私は思います。

しかしながら、今、デジタル化の社会になった現代社会の中で、教育現場も大きな変革が求められているときではないかなと思っています。今後の方向性については、十分に現場の声をお聞きいただき、先ほども申し上げましたけども、保護者の理解、地域の理解等も十分に聞いて進めていただかなければいけません、再度この件につきまして教育長の思い、今現在の考えをお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、お答えをいたします。

繰り返しになりますが、議員も御指摘のとおり、3学期制、2学期制にはそれぞれメリット、デメリットがありまして、それぞれの自治体、あるいは学校におきましても、考え方は様々であります。

一例を挙げますと、昨年度の全国一斉休校に合わせて、昨年度のみ2学期制を採用し、今年度は3学期制に戻したという地域がございます。一方で、昨年度を契機に今年度から2学期制を採用しているという自治体もございます。また、同じ自治体内におきましても、小学校は2学期制で中学校は3学期制、そういった自治体もございます。加えて、ある市が取りましたアンケートによりますと、教員は2学期制を支持しているが、保護者は3学期制を望んでいる声が多いというような結果もございます。

議員御指摘のとおり、この難しい問題に対しまして、現場の声を聞くことは確かに重要でございまして、教員の働き方改革や子供と向き合う時間の確保といった事項は大切な視点であると考えております。

一方で、保護者の声にも耳を傾ける必要がございます。さらには、大きな社会情勢の変化や教育制度の改革が、3学期制か2学期制かのどちらにかじを切るのかの選択を迫る、そういった場面が出てくることも可能性としてございます。

いずれにしましても、3学期制ありきではなく、柔軟に学期制についての研究を進め、社会及び教育の動向を注視しつつ、地域の実情を十分把握した上で、機を捉えて適切に判断できるよう備えておく必要があると考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 教育長、ありがとうございました。

確かにそのとおりだと思いますので、保護者の一部には、新聞等々で2学期制ということを目にして、当町はということ聞かれる保護者もでございます。そういったことで、十分にそういった保護者、現場との話合いも重ねていただいて、よりよい方向

に導いていただけたらありがたいなと思います。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時57分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 澤田源宏君

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） まず最初に、緊急事態宣言中ということもあり、質問は簡潔にということですので、答弁者もできることはできる、できないことはできないとはっきりと答弁していただき、うやむやな答弁は避けていただきますようお願いして一般質問に入ります。一問一答でお願いします。

前回にも質問しましたが、一般質問の意義について再度質問をします。

行政は、できることはするとか、行政もしっかりと受け止め対処するようにしてほしい、もっともらしい答弁を繰り返すだけで、議会の一般質問が終われば何の報告もないのが現状である。1回生議員なので分からないが、ずっとこんな感じであるなら情けない限りであると言わざるを得ない。こちらも住民さんの意見を聞き、どうすればよくなるのか、住民さんは何を望んでおられるのかを考えて質問しているわけであるので、せめて、できるのならこうしたらできるとか、予算の関係上今は無理だとか、説明をしていただきたい。そうでなければ、住民さんにどうなっているのかと聞かれても答えようがないのが現状である。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 澤田議員の御質問にお答えいたします。

議会における一般質問並びに各委員会等での答弁につきましては、各所属において情報共有するだけでなく、今後の対応についても検討しているところでございます。また、検討した結果につきましては、各所属において進捗管理を行い、必要な取組を行うようにしております。議員の皆様への御報告につきましては、御指摘においてお感じいただいているような点がないように、今後においても議員の皆様と丁寧にコミ

コミュニケーションを図ることを徹底してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 1 番、澤田源宏君。

○1 番（澤田源宏君） 何で再度質問したかと言いますと、ここに前の答弁書があります。ここには2人の方から答弁を頂いております。ちょっと縮めますけど、一般質問につきましては、議会終了後、速やかに各所轄に質問の要旨と回答、内容をまとめるように指示し、情報共有並びに進捗管理のもと、必要な取組を実施するようにいたしております。御指摘いただきましたことにつきましては、真摯に受け止め、議員とのコミュニケーションをより一層図ってまいりたいと考えております。そしてまた、住民により、議会議員の先生からの御指摘というのは本当に重要であるということ、より担当課を踏まえながら、政策、またその実施、実行により一層努めていかねばならないというふうに常々感じております。このたび、御指摘を改めて質問という形で頂いておりますこと、関係課管理職、また課長、しっかりととどめてまいりたいと存じますという回答を頂いておるんですが、これ、一緒の回答ですよ。何でこんな一緒の回答が、何もやってないからできないんでしょう。答弁、何か考え中やで、ずっと考えてやるんですか。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

各担当課において御質問いただいた後のことですが、適時適切に対応させていただいてきたものというふうに認識をしておりましたけれども、今回、重ねまして御質問いただき、御指摘を頂いているということを考えますと、これまでの対応に至らない部分もあったのかというふうに考えております。

重ねての御答弁になりますけれども、議員からの御質問であるとか、御発言、御指摘いただいた点につきましては、地域の住民の皆様の声を代表していただいている、あるいは代弁していただいているということを改めて深く認識いたしまして、御説明、御報告に当たらせていただくということを庁内各所属に徹底いたしたいというふうに存じます。

また、御質問いただく件が直ちに御回答をできていないというものにつきましては、内容にもよるかと思えますけれども、その事象の進捗がなかなかかどらないといったものであるとか、あるいは状況が時々刻々と変化するというところで、報告のタイミ

ングが難しいというものもあろうかと存じます。いずれにいたしましても、ふだんからの議員の皆様とのコミュニケーションをより徹底するという事に尽きるかと存じますので、職員それぞれが自覚を持って今後対応するように、改めて注意を促したいというふうに存じます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 何かがあったときに、原課に行くと丁寧に対応してもらえます。後からの報告も、電話なりなんなりどうなっているとかいう報告があるんです。それやったら、この場でほかの議員が質問しはったときも、あそこの原課へ行ってくださいだけで早く終わるんじゃないですか。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

本会議場における一般質問につきましては、議員が町の一般事務について所見を求め、疑義をただすこと、あるいは政策を提言するというものと理解をしております。議員固有の権限としてお持ちになられているものというふうに理解をしております。本会議での御質問等を通じまして、大所高所からの政策形成の方向性でありますとか、地域における切なる課題への対応などを議論させていただくということで、町施策の企画立案や推進に反映させているというところでございます。

そのためにも、繰り返しになりますけれども、各議員からの御質問、御発言につきましては、地域のお声を代表していただいているということを肝に銘じまして、御説明、御報告に当たらせていただきたいというふうに存じます。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 繰り返しにならないようお願いして、次の質問に参ります。

職員の引継ぎについて尋ねる。異動等により職員の交代などをするとき、どのような引継ぎをしているのか具体的に答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答え申し上げます。

4月1日付の人事異動の内示につきましては3月下旬に発表しておりますので、異動対象となった職員は、後任の職員に業務内容を引き継ぐ必要がございます。お尋ねのこの事務引継ぎでございますが、3月までの担当者が引継ぎ書を作成し、4月からの

担当者に対して、引継ぎ書並びにマニュアル等に基づき直接説明をし、4月からの業務に支障がないように行っているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 私、全然この引継ぎというの分からない、素人の考えなんですけど、引継ぎを3月下旬と違って2月の下旬にしたら、人間なので何でも失敗はあると思うんですけど、その引継ぎのこれも2月の下旬にしたら、ちょっとはスムーズに行くのではないかと思うんですけど、その辺のしたらあかん、メリット、デメリットというのがあれば教えて。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

引継ぎの時期に対する御質問でございますけれども、当町をはじめまして、県内の多くの市町において、4月1日付の人事異動の内示は3月の中旬から下旬に発表されているというふうに承知をしております。これを今お尋ねの2月あるいは3月上旬にかけて行おうといたしますと、人事関係の年間スケジュールとの兼ね合いでそれを全体的に前倒しをする必要が出てくること、あるいは議会との御日程等、ほかのスケジュールの調整も必要と考えますため、これを直ちに行うということは困難であるというふうに認識をしております。

議員が御指摘を頂いております引継ぎ書をしっかりとということにつきましては、内示から新年度の開始までの間に、円滑かつ速やかに事務引継を行うというその仕組み、やり方について改善を行うということで改善が図れるものというふうに考えておりますので、その方法につきましては研究させていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） はっきりと答えていただいておりますので私の質問はこれで終わりますけど、引継ぎ書のほう、しっかりとお願いします。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分、そちらの時計で10時20分といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 村西作雄君

○議長（伊谷正昭君） 一般質問を続けます。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） それでは、2番、村西作雄です。一般質問を行います。

まず、3点目の1点目、庁舎統合や公民館解体は、住民説明会で町民への十分な説明と理解をについて質問をいたします。

3年半前の町長の選挙公約には全く触れていなかった公共施設の集約に関して、ちょうど2年前の9月議会で、高橋議員から役場の分庁方式は町財政が厳しき折、早急に見直しを図るべき、また、2か所の図書館などの公共施設も見直す時期に来ているのではないかと一般質問を受け、その町長答弁に端を発した秦荘庁舎の支所化や愛知川公民館の解体など、一連の公共施設の最適配置計画は、コロナ禍により本年1月及び2月の住民説明会での中止、その後、44ページにわたる膨大な資料の全戸配布をして、これで町民への説明責任は果たしたとの町長スタンスを私は感じています。

ましてや、2019年3月に策定された公共施設個別施設計画では、72施設の集約化、多機能化、譲渡、除却などの方針が示され、両庁舎は当面、長寿命化を進め、2026年までに方針を決定するとしているにもかかわらず、秦荘庁舎の支所化を先んじて進め、2022年、来年までに集約化や売却、除却、地元譲渡などの方針が決定されていた10施設は2年以上たった今も手つかずのまま、まさに本末転倒であります。

庁舎統合や公民館解体問題は町民の関心も高く、パブリックコメントには68人、234件もの意見を受け、秦荘庁舎2階の防災倉庫計画を1階にその機能を置くなど一部を計画修正の上、町長は4月の臨時議会で8億余の補正予算を提案し、今年度中に庁舎の集約化を強引に進めていく手はずでありました。

しかしながら、あらゆるサイドから各議員への賛成説得を進めたものの、可決の見込みが立たないことから、臨時会当日になって補正予算を取り下げることとされました。このことに対して、多くの町民からは、二元代表制として議会のチェック機能が形式的なものから実体あるものとして機能したなどといった賛助の声を私にも頂いています。

昨年12月議会での庁舎等あり方検討委員会委員の報償費補正計上から今年4月ま

で、秦荘庁舎の支所化や公民館解体計画など、嵐のように吹き荒れた一連の公共施設の集約化の話は、6月以降、町長の口からは何一つ出てきていません。

パブリックコメントが234件も来た。そして、その中で賛成と意思表示したのが僅か14件。多くの町民が反対や拙速過ぎると異論を唱えられている中で、町広報6月号に織り込まれた町長メッセージを発出しただけで、町民にはなぜ議会の賛同を得られなかったのかとの具体的な理由や自身の反省を示さず、このままでは、来年2月の町議改選後の新しい議会で議決を目指されるものと推測しています。

私は、さきの6月議会の一般質問で、コロナが落ち着いた秋にも、直接町民に丁寧な今の計画を説明し、理解を求めるべきと訴えましたが、町長からはそのような計画をしていないとの答弁でありました。また、秦荘庁舎2階の具体の有効活用についても、テレワークスペースとしての整備ニーズが全く見込めず、懐疑的な見方をしている。いろいろな人の意見を聞き、時間をかけて有効活用すべきとの質問に対し、改めて意見募集はしない。ただし、現実的で実現可能性の高いよいアイデアがあれば教えてほしいとも答えられ、町長自身が現計画の秦荘庁舎の利活用について、庁舎統合を急ぐあまり自信や信念を持たれないまま強引に進めようとしていたのではないかとの疑念を抱いています。

町政とは、町長をはじめ職員と議員だけで動かすものではないと私は考えています。町政の中にいる一番の主人公は町民なのです。大きな事業を動かすには、町民の目を見て、町長自らが説明すれば理解者もきっと増えると思います。秦荘庁舎のいい活用方法も出てくるでしょう。今まさに町長の本気度を町民に示す絶好のチャンスなのです。

再度提言します。一連の庁舎等公共施設の最適配置計画について、さきのパブコメでの多くの町民からの反対意見に向き合うためにも、コロナ禍が落ち着いた年末から年始にかけて住民説明会を実施し、直接、町民の理解を求めるべきと考えますが、町長の思いは6月から変わっていないか、現在の考えを伺います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置については、平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画、また平成31年3月に公共施設個別施設計画を策定した後、検討委員会を設置し、議論いただいた内容を基に、町としての方針案を作成、資料の全戸配布、意見募集をさせていただきました。そうした経過を踏まえ、町として

の方針をまとめさせていただいたものであり、住民の皆様に御報告させていただいたとおり、機が熟した暁に改めて進めていくものと考えており、さきの議会でも答弁しておりますとおり、説明会の実施は考えておりません。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私は6月議会で、警部交番跡地の駐車場整備に関して、利用者に対する危険度が高い秦荘庁舎の再活用についても中途半端があるというようなこととお話をさせていただきました。今ほど町長からは、町の方針をまとめ、住民の皆さんに報告させていただいたと答弁いただきましたけれども、その報告内容が、町民からは賛同が得られなかったので、少しでも賛同が得られる努力をしないのかというふうにお尋ねをしているところでございます。

県会や国会での知事や総理は、なかなか国民や県民の前で自身の考えを述べることはできません。町長は、機が熟した時点で庁舎統合、公民館解体等を進めるということで、あえて同じとは申しませんが、やっぱり住民と腹を割った論議こそ、将来のまちづくりの一助でなるのではないかと私は確信しておりません。もう、6月議会も、今議会も、住民説明会はしないということでもありますので、町長の思いは変わらないように思いますけれども、町民は町長からの直の説明を待っている。そういった町民の思いが多くあるということについては、認識をしておいていただきたいと思います。

それでは、時間の関係がありますので、次、2問目に移りたいと思います。

P a y P a y キャッシュレス決済事業についてであります。町では、先月8月1日から9月末日まで、コロナ禍における中であって、町内に非接触型キャッシュレス基盤を構築し、地域経済の活性化と感染予防を目的として、町内加盟店でのスマホでのP a y P a y 残高での支払いに対し、最大30%のポイント還元、期間内2万ポイントの還元、キャッシュレス決済事業が展開されています。

P a y P a y 社によると、社が主導するあなたのまちを応援プロジェクトに参加している地方自治体は、1月末現在、本町を含め全国で204と、全国自治体の1割強となっており、本町のほか、県内では高島市、東近江市が参画し、当町内では中小の飲食店や小売業、サービス業、理美容店など105店がキャンペーン対象店舗になっています。冒頭の町長のお話では、もうこれが110件余りになったということでもあります。

予算的には、印刷製本費や広告料で72万4,000円、PayPay社に支払う30%のポイント還元分として2,600万円余が計上されており、単純計算すると最少でも1,300人がその恩恵を受けることとなります。また、2か月の経済効果は8,600万円余に上り、平均すると1件当たり82万5,000円の売上げとなります。

昨年度実施されたあいしょうエール商品券事業は、予算ベースで30%近くが事務委託費や換金手数料、商品券印刷費などの経費として消えてしまったことから比べると、今回の事業は経費率が2.65%と、経費が10の1に抑えられ、PayPay社としても、これを機会に扱う加盟店も増え、また個人スマホへのPayPayアプリの登録が増えるなど、一見、両者よしの事業に映ります。

一方、総務省の平成30年情報通信白書によると、スマートフォンは2010年頃から普及し、13年から5年間で10%以上所有増が見られ、20代、30代では90%以上の所有率に対し、70代では18.8%、80代では6.1%と、世代間の差が大きいことを示しています。

町では、スマホ所有者に対し、7月から8月にかけて、キャッシュレス決済アプリPayPayの利用方法説明会を20回に分けて開催されましたが、元気もりもり教室の参加者対象の5回を除く15回の説明会に際し、総参加者数、1回当たりの平均参加者や平均年齢について担当課長に伺います。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員から、平成30年度の総務省白書によるスマートフォン保有率の紹介を頂きましたが、最新の令和2年総務省調査によれば、60代で79.5%、70代で48.4%、80歳以上でも13.6%の方が所有しておられるなど、所有率は年々大きく伸びております。

一方で、スマートフォンは持っているものの、キャッシュレス決済には慣れておられない高齢者が多くおられると見込まれたことから、その対応として7月から8月の間の10日間に延べ20回、PayPay職員が個別に説明を行うPayPayキャッシュレス決済利用方法説明会を開催したところです。元気もりもり教室の参加対象者向けの5回を除いた15回の説明会の参加者数は49人で、1回当たりの平均参加者は3.3人となっております。平均年齢は把握しておりませんが、年代別の参加者の割合は40代が4%、50代が4%、60代が37%、70歳以上が55%となって

おり、高齢者の皆様に御利用いただけたものと考えております。

なお、参加された方からは、個別指導で分かりやすく教えてもらえ、大変よかったといった声をお聞きしております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほど、課長のほうからスマホの保有率、新しい令和2年度の調査について報告を頂きました。私の調べたところからでいいますと、高齢者についても、80歳以上でも13.6%ということですので、倍程度の保有がされたのではないかなというふうに思いますけれども、ただただ、まだまだその高齢者のスマホ保有率は、全体的に見ると低いということではないかなというふうに思います。

次の質問ですけれども、本事業はスマホ所有者限定のキャンペーン事業であり、さきの情報通信白書の結果からして、スマホを保持しない人、特に所持率が低い70代、80代の人には恩恵が受けられないこととなり、買物や通院など日々の生活にも御苦労を願っている高齢者世帯にあっても、一町民として普通に町施策の支援が得られない、蚊帳の外に置かれた感もします。

今回のコロナ禍にあって、ある書籍では、消費マインドの特に冷え込みが目立つ消費項目として、教養娯楽サービスへの支出が上げられ、他年代の20%台の減に対し、65歳以上は33%減じていること、特に一般外食はより顕著で、25歳から34歳は11.5%の減、35歳から44歳が22.1%の減に対し、65歳以上は31.9%も減じているとの報告が記載されていました。まさにコロナ禍を克服する経済の回復は、高齢者にかかっていると言っても過言ではありません。

また、さきのエール商品券は、町内全世帯が購入することが可能であったのに対し、今回のキャッシュレス決済事業は、スマホを所持する人、それも町外、県外の人でも町内登録店舗での決済で最高2万円分の町費でのポイント支援が得られます。これにより、町外からの娯楽や観光での来町者も一定増えると想定されますが、まずは町内中小店舗の支援は町費の援助を受け、町民自らが町内店舗の利用増を図る別の仕組みが必要ではなかったかと私は考えています。

キャッシュレスの推進は国が推奨していることもあり、今後なじんでいく必要があることは理解できますが、公費での施策としては、それについていけない高齢者をはじめとする多くの人に対する支援も町民として平等であるべきで、こうした高齢者に

冷たい施策を選択した事由及び見解を町長に求めておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回のキャンペーンは、町内において非接触型キャッシュレス決済の環境を促進することにより、コロナ禍の影響を受けている町内中小企業等の支援による経済活性化と、社会に普及してきているデジタルサービスに住民に慣れていただく機会を設けることを狙いとしております。

おかげさまで、対象店舗の方々と利用された方々の双方から好評の声をお聞きしているところです。各種の統計調査結果により、高齢者のスマートフォン保有率が若者に比べて低いことは当初から承知をしておりましたので、利用者に実益のあるこのキャンペーンを高齢者の方々にもできる限り御利用いただけるよう、キャンペーン開始前から様々な周知と取組を行ってきたところです。その取組といたしまして、特に高齢者の方を念頭に置いた個人向け利用方法説明会の開催、各区長へ的高齢者サロン開催時等の出前説明会開催の案内、民生委員を通じた高齢者等へのキャンペーン及び利用方法、説明会参加の呼びかけ依頼など、様々なチャネルで働きかけを行ったところです。

今後も社会におけるデジタル化は確実に進んでいきます。こうした中、高齢者の皆様にも、今回のキャンペーンも1つのきっかけにキャッシュレス決済をはじめとするデジタル化になれ親しみ、そのメリットを最大限に享受いただけることが肝要と考えます。

町といたしましては、デジタル化に関する事業の推進に当たっては、高齢者をはじめとする住民の方が不都合に直面されることがないように、また一方、愛荘町がデジタルの面において、後進的な自治体だとの認識を町内外の方々がお持ちになることは、誰の得にもならないことですので、これからも住民の方々を後押しする様々な工夫を重ねてまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私も、そのデジタル化に対して否定的ということやなしに、極力進めていくという気持ちには変わりはないんですけども、そこで担当課長にお伺いいたします。

Pay Payの管理をされている小売店の方にお聞きしますと、もう昨日、何時何分にPay Payで幾らの決済があったというのは、もう翌日になるとずっと時系列

式に見ようとすれば見られるというようなことをお聞きしました。そういうことからしますと、今日は9月2日ですので、8月1日から8月31日までの速報値というとおかしいですけど、どれだけの利用者が愛荘町の加盟店でP a y P a yの決済をされて、そしてその売上げ総額というのはいかほどだったのか。あるいは1人当たり、1人当たりというより1スマホ当たりといったほうがいいかもわかりませんが、1スマホ当たりの平均1か月の利用額、加えて総額の30%をポイント還元するということですので、その30%のポイント還元額は幾らぐらいになっているのか、8月の実績について求めておきます。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

8月、1か月間の利用状況でございますが、ちょっと分かる範囲内のお答えになりますけれど、お答えをさせていただきます。

まず、期間中の決済金額の総額につきましては4,258万7,527円となっております。それと還元金額、要するに3割分、愛荘町が負担する分でございますが、それにつきましては1,044万4,493円となっております。あと、決済回数、これは延べでございますが、9,278回ということの、8月分の実績が出ております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今、9,278回というふうにおっしゃいました件ですけれども、この場合は、1人の者が1か月にこの店で幾らの決済する、次の別の店で幾らの決済する、その回数だと思うんです。そこで、1つのスマホでその1か月に決済されたというのがいかほどかというのは分からないですか。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） それについては、資料を持ち合わせておりません。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） その総括については、また後ほどお聞きはできるものと思いますけれども、もう1つ課長にお聞きをいたします。

このスマホでの決算については、どこにお住まいの方が愛荘町のこのキャンペーンを利用して決済されたかというものは、どうも住所、どこにお住まいの人が決済されたというのは分からないというふうに感じているんですけれども、そういったことで

間違いないでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 委託業者のP a y P a yに確認しましたところ、そういったことは確認することが、把握することができないということで聞いております。

○議長（伊谷正昭君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私は、冒頭の質問でも心配していたんですけれども、町が予算を組んで2,600万円余り、これは30%分のポイントになるわけなんですけれども、それをP a y P a y社に提供して、P a y P a y社がその利用者に対して30%のポイント、すなわち使えるお金分を還元するということなんですけど、この2,600万円の町のお金がどこにお住まいの人に還元されたのかということが全くつかめない状態でのこれ、支出行為だと思うんです。

町民がこのポイントを受けるのに、7割の人がこのポイントを町民の方が受けられて、あとは町外の方だ、あるいは半分しかないかもわからない。けども、町内の利用者、加盟店はどこから来てくださったんか分からんが、町民かもわからん、町外かもわかりませんけれども、売上げとしては上がった、それはいいと思うんです。いいと思うんですけれども、それが町民に、どれだけの人の町民が恩恵を受けたかということが分からない事業について、果たして町民の理解が得られるのかなというふうに思うんですけれども、この2,600万円余りのポイント還元分の町費がどの人に還元して、町民のどれだけの人に還元してもらったのか、あるいは町外の方がどれだけ恩恵を受けたかというのが分からない現状の状況にあって、町長はそれでもこの今回のスマホ決済について、どのようにお考えなのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 本事業は、町内に非接触型キャッシュレス決済の環境を促進することにより、コロナ禍の影響を受けている町内中小企業者等の支援による経済活性化等を目的としておりますことから、利用者は町内在住の方に限定せずに事業をしているものでございます。

より今回、愛荘町が30%のプレミアムということがございますので、町外からも多くの方々が愛荘町の様々な事業者、小売店、また飲食、またサービスということを御利用いただき、その経済が大変振興されておるということで、大変事業の目的にか

なったものであるというふうに存じております。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） こうしたキャッシュレス、デジタル化を進めるに当たっては、町費のなけなしの2,600万やけれども、それがどの人のところへ使われたか、町民の人が何割恩恵を受けたか分からないというようなことでも仕方ないのかなというような答弁だったのかなというふうには思うんですけども、私はやっぱり、せつかくの町費ですので、どれだけの人が受けられたかということはやっぱり明確にしておかないと、これを今後の総括にならないのではないかなというふうにも感じています。

加えて、8月20日付の新聞によりますと、Pay Pay社は10月から中小加盟店から決済の手数料をもらうというふうに新聞報道されてました。税抜きで1.6%から1.98%を国内340万か所の加盟店から手数料を徴収するというふうに言っています。何かタイミングがよ過ぎて、8月、9月とこのようなキャンペーンをして、Pay Pay社は自治体に対して、側面から町内のPay Payの使える店を広めてもらおう。そして10月になったら2%前後の手数料をもらいますよ。何かPay Pay社の片棒を担がされたのではないかなという気もしますけれども、これは私が思うだけでありまして、皆さん方がどのようにお取りになるかは別といたしますけれども、こういったスマホのアプリを利用して、どんどん高齢者もキャッシュレスになじんでいくということは必要で、その成果としてはあったとは思いますが、反面、その30%のポイント数の町費がどの方が恩恵が受けられたのか分からないということについては、一定指摘をしておきたいというふうに思います。

続きまして、3点目の質問であります。25国スポ・障スポアーチェリー競技開催を契機として質問をいたします。

4年後の2025年、国民障害者スポーツ大会アーチェリー競技が愛荘町で開催されます。ちょうど40年前の昭和56年にも、秦荘町でびわこ国体のアーチェリー競技が開催され、私も20歳代の頃、国体準備室から国体課の職員として延べ5年間、国体開催の仕事に携わらせていただきました。

当時近隣では、湖東町では空手、能登川町ではボクシング、五個荘町ではフェンシングと、それぞれの小さい町が集落ぐるみでの民泊の準備や各種団体による花いっぱい運動の展開など、競技準備とは別に地域の協力を得て開催準備を進めてきました。

国体では、会場地を受け持った町として、その競技の普及拡大も大きな開催町とし

での使命でもあったことから、競技団体の協力を得て、町民を対象としたアーチェリー教室を年次的、計画的に開催し、「秦荘町から国体選手の輩出を」を合い言葉に、教育委員会が中心となり、アーチェリーに親しむことから選手の育成へと精力を注いできました。その結果、びわこ国体障害者アーチェリー競技会へは、成年男子の選手1人が、翌年、島根くにびき国体では成年女子の部に町民の1人が選手として選出されたものの、その後、アーチェリーの町、秦荘町の掛け声はおのずとトークダウンしてきました。

当時、伊吹町ではホッケー競技が開催され、40年たった今年のオリンピックでは、米原市出身のオリンピック選手を男女合わせ5人も輩出するなど、全国的にも米原にホッケーありの名をとどろかせています。伊吹町での20年余りと、それを受けて、米原市の十数年のホッケー普及の段階的な取組は、その当時当時の主導者の考えと周りの協力者の連携プレーで、まさに国際的選手を生み出す仕組みが確立されてきたと言っても過言ではないと思います。

幾多の困難を乗り越えながら、今では小学校低学年対象のホッケー教室、市内2つのホッケースポーツ少年団、伊吹山中学校でのホッケー部活動、伊吹高校でのホッケー部、天理大、立命大、明治大、早稲田など、全国強豪大学への進学、全国的企業に就職しながらの競技ホッケーへの取組や、地元に戻っての社会人チーム、ブルースティック滋賀での活動選択、さらには、40歳を超えれば伊吹マスターズでのホッケーの楽しみなど、その選手育成の流れとホッケーを通じての市民体力の育成向上は、まさに行政と市民協力者とが作り上げてきたホッケーの町米原市の今の姿なのであります。また、伊吹高校へは関西や東海各府県から毎年数人がホッケー留学として留学する生徒がおり、高校自体が活性化していると聞き及びます。

ここで、現在までのアーチェリー競技普及に対する町の取組とその成果について、担当課長に伺います。

○議長（伊谷正昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） お答えいたします。

平成25年度に中央スポーツ公園に町立アーチェリー場を整備以降、毎年小学生から大人までの町民を対象としたアーチェリー教室を開催をしております。毎年20名程度の参加があり、教室卒業生を中心として、平成27年度にアーチェリークラブが創設されました。現在11名の方が毎週土曜日に活動され、アーチェリー教室の開催

をサポートしていただくなど、少しずつではありますが、活動の輪が広がっております。

また、令和3年度の町地域教育協議会事業のニュースポーツ体験の中で、試験的にアーチェリー種目を取り入れました。今後、スポーツ推進委員を中心に、簡易なアーチェリー用具を活用したニュースポーツをスポーツフェスティバルでの子供向け体験教室として実施をする予定をしております。

アーチェリー競技は、用具などが高価なことなどから、他の競技のように競技人口は多くありませんが、特に本格的に運動されてこなかった方々なども含め、また年齢に関係なく始めることができるスポーツであることから、アーチェリー教室参加者に用具を貸し出すなどして、負担がなくとも取り組めるよう支援をしております。

普及啓発につきましては、昭和56年に開催されたびわこ国体の様子やアーチェリー道具の展示などを令和元年度に歴史文化博物館で開催をいたしました。また、2025年の国スポ・障スポのアーチェリー競技が開催される旨の横断幕の掲示や、愛知川庁舎入り口での国スポ・障スポの啓発展示などを実施をしており、今後、チラシによるアーチェリー競技の普及啓発や体験教室の充実など、町内でのより一層の認知度アップを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 古くは、2004年アテネ五輪では40歳の山本選手が銀メダル、先月開催された東京オリンピックでは団体男子で銅メダル、36歳の古川選手が12年のロンドン五輪の銀メダルに続いて個人銅メダルと、日本のアーチェリーのレベルもアップしています。

本町での国スポアーチェリー競技の開催を契機に、米原市のように小学生、中学生、高校生と年代ごとにアーチェリーに取り組める仕組みを本町に構築し、取りあえず4年後に開催されるアーチェリー競技会に町民から選手としての参加を目指す考えはないか、町長に伺います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 第2次愛荘町総合計画において、町のスポーツ振興の中核として位置づけているアーチェリー競技の普及、発展に努めるため、今年度からシドニーオリンピックにおいて日本代表チームのコーチなどを務め、アーチェリー競技で活

躍されている立入彰修氏を普及啓発特別コーチとしてお招きし、アーチェリークラブに所属する小中学生や社会人の方々を強化選手として育成していただいております。

その成果として、8月20日発行の広報9月号にも掲載しておりますが、今年、静岡県で開催された第16回全日本小学生中学生アーチェリー選手権大会に愛荘町として初めて愛知中の3年生が各大会で上位成績を収めたため、選手権大会にエントリーを果たすといった実績を早くも上げていただいております。

2025年に滋賀県で開催されます国スポ・障スポに地元出身の選手として出場できることを目指し、引き続きアーチェリー競技の普及啓発に取り組みます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 湖南市では、県内外でアーチェリーの選手として活躍している神さんが、2年前スーパーの3階に開設したアシストアーチェリークラブで指導する小学生6人が、去る7月に開催された第16回全日本小中学生アーチェリー選手権大会に出場し、30メートルの部で男女2人が優勝するなど、競技を開始して1年半という短期間での成果は目をみはるものがあります。いい指導者と環境が整えば、小中学生の伸び代は限りがありません。ここで、県アーチェリー協会の協力を得て、スポーツ少年団での小学生指導並びに中央スポーツ公園アーチェリー場を活用した愛知中学校でのアーチェリークラブの創部について、教育長にその考えを伺います。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

愛荘町では、現在、県のアーチェリー協会や体育協会の協力を得て、小学生から大人までを対象としたアーチェリー教室を開催しております。いろいろな世代が交流しながら活動し、様々な外部の支援を得やすい等のメリットがあることから、この教室の仕組みが持続可能な形ではないかと考えております。したがって、スポーツ少年団及び中学校におけるアーチェリー部の新設につきましては、現在の教室等が続けることが有効であるというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私は、米原市の現在のホッケーの取組をずっと米原市へ寄せていただいていた中で、やっぱり今やっておられるのは、アーチェリーに親しむということではできると思うんです。けれども、そこから選手を育成してあわよ

くばオリンピック選手をといるところまでは、なかなかこれは難しいなというふうに感じています。そういった意味からすると、今現在、滋賀県でもこの45年前のびわこ国体もしかりですけれども、アーチェリーの滋賀県のレベルというのも相当なものなんです。御承知だと思いますけど、今年のインターハイにもアーチェリーの女子団体が天津商業がチャンピオンになった、そういうニュースもありましたけれども、県のアーチェリー協会の理事長以下いろんな人とお話しする中で、アーチェリーに親しむということはそれなりに必要だけれども、やっぱりその選手を育成する、そういった面から、愛荘町もアーチェリーの国スポを契機にやっていたいただいているけれども、もっともっと力を注いでほしいなというように思いをお聞かせいただいています。

秦荘グラウンドで今度国スポがあるわけですけれども、あのグラウンドも45年経過しています。周りのフェンスはさびだらけで、フェンスの穴空いたというところもあちこちありますので、国スポを契機に、ひとつ秦荘グラウンドのフェンスとかグラウンドの不陸整正なり、そういった改修についても一定努めていただきたいなというふうに思っておりますので、そのお気持ちについてお聞かせをしておきます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

前段、御質問いただきました、いわゆる世界でも通用するような非常にレベルの高い選手の育成ということにつきましては、もちろんその底辺からの積み上げと、それからさらにその力を伸ばしていく継続的な強化体制、そうしたものが必要ではないかというふうに私自身思っております。

ただ、スポーツ少年団とか中学校の部活動につきましては、どちらかといいますとそのきっかけづくりであったり、あるいは十分に競技の楽しさを味わう、そしてさらに自分の力を磨いていきたいという、そういう主体的な思いを持つことが大事ではないかというふうに思っております。

特に、中学校の部活動に関しましては、非常に教員の働き方改革と連動しまして、今、この部活動をどの程度学校の教育活動の中に、割合とかということも含めて位置づけるかということにつきましては、非常に検討の余地があるところでございます。そういった意味で、例えば部員数がどうかとか、あるいは、本当にその競技に卓越した指導者がいるのかどうかというようなことでその部活動が非常に左右される面がございますので、そういうものに左右されないような強化体制、そうしたものが必要で

はないかというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、国スポあるいは障スポを行うことでのレガシーの部分というのは非常に大事なことであるというふうに考えておりますので、そうした競技環境といいますか、アーチェリーができるような条件整備といったものも非常に大事なことであるというふうに考えております。その大会が終わってしまえば全て何もなくなってしまうというふうなことでは、大変これはもったいないことだと思いますので、その辺り、先のことも考えまして、様々な角度から検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊谷正昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） お答えします。それでは、施設関係の整備の部分につきまして、お答えさせていただきます。

今回、国スポ・障スポに関する施設の整備関係につきましては、今回仮設ということで整備をさせていただく予定をしております。その中で、補助対象なり補助対象外ということでいろんな経費が認められている部分がございますけれども、グラウンドの特にマウンドの部分については、均平に保つというようなところで、一定削っていくという必要等もございますので、当然おっしゃっていただいているような不陸的な部分については、一定していく必要があるのかなというふうに思っております。

フェンス等につきましては、仮設の部分の中で、どれだけ認めていただけるのかというところはもう少し、県のほうとの協議等も必要でございますし、それ以外の補助金等でそういったことができるのかということも含めて、課内で現在協議をさせていただいているといったところがございますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をさせていただきます。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 徳田文治君

○議長（伊谷正昭君） 続けて一般質問を行います。8番、徳田文治君。

○8番（徳田文治君） 8番、徳田文治。令和3年9月愛荘町議会定例会、通学路の登下校中などにおける児童生徒などの交通安全確保対策についての1項目に絞り、一括方式で質問します。

本町においては、平成30年3月、愛荘町通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～を策定され、通学路合同点検の実施などP D C A、計画、実行、評価、改善、このサイクルにのっとり、児童生徒などの安全確保に努めていただいていたところですが、しかし、本プログラムの策定以前より、全国的には登下校中や散歩中などに園児や児童、生徒らが巻き込まれた痛ましい交通事故が多く発生しています。全文を一部割愛をさせていただきますので、御理解をお願いをいたします。

2006年9月には、埼玉県川口市で散歩中の保育園児の列に乗用車が突っ込み、園児4人が亡くなっています。

2011年4月には、栃木県鹿沼市でクレーン車が登校中の小学生の列に突っ込み、児童6人が亡くなっています。

2012年4月には、京都府亀岡市で集団登校中の小学生らに軽乗用車が突っ込み、女児2人と付添いの女性が亡くなっています。

同年5月には、大阪府中央区で学童保育施設に向かう小学生と付添いの指導員の列に乗用車が突っ込み、1年生の女児が亡くなっています。

また、本県においては2019年5月8日、午前10時15分頃、大津市大萱の交差点で車2台の絡む事故があり、はずみで1台が近くにいた保育園児や保育士ら十数人の列に突っ込み、園児13人と引率していた保育士3人のうち2人が病院に搬送され、2歳の男児と女児が亡くなっています。

また、最近では、本年6月28日、千葉県八街市の路上で大型トラックが電柱に衝突し、下校中の小学生の列に突っ込み、5人が事故に巻き込まれ、うち男児2人が亡くなり、3人は重傷を負いました。このトラックの運転手の呼気からは、基準値を超えるアルコールが検出されています。

これらの交通事故はほんの一例ですが、登下校中などに何の落ち度もない児童生徒などが車にはねられて命を落とすという痛ましい交通事故の報道が絶えません。

内閣府から出されている平成30年交通安全白書では、児童生徒の交通事故死者数及び傷者数は減少傾向で推移しているものの、依然として多くの死傷者数が生じる状況が続いていると記されています。次代を担うかけがえのない児童生徒などの命を守

る、安全を確保することは極めて重要であり、関係機関、団体などが連携し、交通安全教育啓発や交通環境の整備など、各種取組を推進していく必要があると考えます。

ちなみに、本県においては通学路における登下校中の児童生徒の交通事故の報道は見受けず、愛荘町においても同様であります。一方、子供の交通事故の発生状況は、令和2年では98件で全体の3.5%となっています。また、愛荘町においては3件で全体の6.7%となっており、6町で見ますと一番多い事故件数となっています。

なお、滋賀県警が整理する子供とは中学生以下をいうものです。そこで、児童生徒などの登下校中などの交通安全について、安全性の確保や交通安全教育啓発や交通環境の整備など、以下の事項について教育長にお尋ねします。

まず、1点目に、合併以降今日まで小学校、中学校の登下校中の通学路における交通事故などの発生があったのかお尋ねします。交通事故などがあったとすれば、その主な原因をお尋ねします。

2点目に、愛荘町通学路交通安全プログラムに基づき関係機関と連携を図りながら定期的実施されていると存じますが、愛荘町の4小学校区、2中学校区の保護者、見守り活動者、地域住民などから交通安全施設、信号機などの設置を含め、通学路が危ない、通学路を見直してほしいなどの改善要請などが出されているのか。要請などを受けているとすれば何件で、その対応はどのように処理されたのかお尋ねします。

3点目に、中学校の自転車通学についてお尋ねします。自転車通学中の事故はあまり聞きませんが、近年、自転車事故が増加傾向にあります。自転車事故は誰にでも起こる可能性のある最も身近な交通事故と言っても過言ではありません。自転車は、子供から大人まで幅広く利用される乗り物で、それだけに事故の危険やリスクが潜んでいます。したがって、自転車通学者はもとより、自転車利用生徒に対して二輪車の特性の理解と安全な利用、交通法規の正しい理解と遵守等と、通学などに係る事故の防止など、交通安全教育の徹底が重要と考えますが、自転車通学者などに交通安全教室はどのように行われているのかお尋ねします。

4点目に、文部科学省においては、大きな痛ましい事故が発生する都度、通学路の交通安全の確保の徹底についてなどの文書が発出されており、本年6月に千葉県八街市で起きた事故を受けて、6月30日、総理官邸において関係閣僚会議が開かれています。このような悲しく痛ましい事故が二度と起きないように、通学路の総点検を改めて行い、交通安全のための緊急対策を充実、強化し、速やかに実行に移して、子供の

安全を守るための対策を講じるため、関係閣僚に対して必要な対策を洗い出すよう総理大臣から指示されたところです。

これを受け、本年7月9日付で文部科学省から通学路における合同点検の実施についての依頼文書が、都道府県の教育委員会を通じ、市町村教育委員会に発出されています。今回の合同点検は、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署ともに通学路の合同点検を積み重ねていることから、通学路の一斉の再点検を改めて求めるものではなく、今日までの補完的なものとして、子供の視点にも配慮をしながら、これまでの合同点検などの蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的、効果的な対応を行うよう依頼があったところです。この依頼文書を受け、愛荘町ではいつ実施され、その結果はどうであったのか、改善箇所などの指摘があったとすれば、その対応はどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

最後に、5点目に、町長にお尋ねします。本町においては、通学中の大きな事故などの発生は見られませんが、通学路は地域住民の生活に密着し、関係機関も多く、このため、行政の縦割りや複雑な利害関係のゆえに、危険箇所と分かりながらも対策が遅れるケースもあります。町長は総合教育会議の座長でもありますので、地域や現場任せにすることなく、より積極的に、通学路の安全対策に関し強い決意で関わっていただきたいと思います。町長の所見をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、まず1点目の交通事故等の発生状況とその主な原因の御質問についてお答えをいたします。

小中学生の事故につきましては、警察の統計とは合致しない部分がございますが、第10次愛荘町交通安全計画によりますと、子供の事故は平成22年から27年の6年間で合計37件発生しております。

平成28年以降は、教育振興課に各校より連絡があった事故数ですが、登下校中の事故は平成28年度から令和2年度の5年間で35件発生しております。これは、学校が把握している軽微なものも含めております。

令和3年度は、これまでに2件発生しているところでございます。主な原因といたしましては、自転車と自動車の狭い道での接触、見通しの悪い交差点での衝突、また、自転車運転中の転倒でございます。

続きまして、2点目の通学路の改善要請等の状況及びその対応につきましてござ

います。

令和元年5月に大津市大萱で発生しました園児を巻き込んだ痛ましい事故を契機に、町でも通学路等安全対策本部を設置し、町内幼稚園、保育園、小学校の通園通学路の総点検を行い、危険と判断した約50か所でガードパイプやポストコーンの設置、区画線の引き直しや追加等を行い、安全対策の一層の強化を図ったところでございます。事業費は2,765万8,400円でございます。

令和2年度では、学校保護者からの通学路の改善要請につきましては29件ございました。その対応につきましては、教育委員会から関係機関へ要望を行い、横断歩道やグリーンベルトなどの路面標示の新設、補修が16件、カーブミラーやデリネーターなどの交通安全設備の新設、改修が5件、交通規制2件を実施いただき、改善が図られました。また、対応継続中の案件といたしましては、警察による定期巡回1件、歩道新設、改良が2件、踏切の拡幅3件がございます。

一方、地元自治会から道路管理者に対する通学路の改善要請は過去2年で13件あり、建設・下水道課におきまして、グリーンベルトの新設4件、防護柵の新設1件、交通安全設備の新設2件を実施し、通学路の改善が図られました。また、建設・下水道課による対応継続中の案件といたしましては、グリーンベルト1件、防護柵1件、区画線1件、さらに公安委員会による要望中の案件としまして、信号機の設置及び移設が2件、横断歩道の設置が1件となっております。

続きまして、3点目の中学生の自転車通学者等に対する交通安全教室の現況についてお答えをいたします。

町内の2中学校で行われております内容につきましては、中学1年生を中心に自転車を含めた交通安全指導を日常的に行っております。特に中学校では、自転車の左側通行の厳守、交差点での安全確認、ヘルメットの着用等につきましては、重点的に指導を行っております。また、外部との連携におきましては、東近江警察署から講師を招いての講演やDVDを視聴しての指導となっております。今後も、朝の会や帰りの会の短学活を利用するなど、事あるごとに交通安全についての指導を継続してまいります。

続きまして、4点目の通学路における合同点検の実施状況及びその対応につきまして、お答えをいたします。

6月28日に千葉県八街市で発生いたしました痛ましい事故を受け、本町では、7

月5日に各学校長に対しまして、事故を踏まえた通学路の安全対策を十分に図るために、学校、PTAにおいて、通学路の危険箇所を改めて調査し、報告するよう依頼をいたしました。その後、7月9日付で文部科学省は、合同点検実施に係る文書を発出し、本年度における合同点検につきまして、令和3年12月末までに終えるよう実施要領で示しているところでございます。

教育委員会におきましては、各学校からの危険箇所報告を7月中に取りまとめ、8月上旬に報告があった全51か所を巡回し、内容や対策の有無、緊急度等を勘案した上で、点検箇所を28か所に絞り、現在、9月中の合同点検実施に向けまして調整を進めているところでございます。

合同点検におきまして、改善箇所などの指摘があった際には、道路管理者や地元警察署からの技術的助言を得まして、関係各課と連携を図りながら、対策案を検討、作成し、必要に応じて地域住民の理解を得た上で、道路管理者及び地元警察署に対しまして要望を行うこととしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和元年には大津市における事故で、また、今年6月には千葉県八街市において、ドライバーとしての義務や責任を放棄した者によるあるまじき飲酒運転により幼い命が奪われたことに大変心を痛めておるものでございます。

通学路の安全対策は、子供たちの貴い命を守るために大変重要であり、登下校中の痛ましい事故はなくさなければなりません。そのため、私自身、通学路での子供たちの安全確保のため、国や県へも要望を行い、その結果、昨年度は東円堂交差点や秦荘東小学校近くの交差点をはじめとする県道交差点でガードパイプを5か所設置いただきました。このほか、市地先の近江鉄道踏切付近での歩道設置など、子供たちが事故に遭わない、遭わせないための一層の安全対策を図ってまいりました。さらに、子供たち一人一人の安全意識を育むための教育や登下校中の児童の見守りといったソフト対策を併せて実施するなど、通学路の安全管理と安全教育をソフト、ハードの両面から総合的に実施してきたところです。

本町では、現在危険箇所における合同点検や点検に基づく道路改修のほか、学校における交通安全教育の実施、スクールガードや関係団体、町職員による朝夕の立哨やパトロールを定期的にも実施し、安全の確保に努めております。国、県への要望活動においても最重点事項として訴えており、これからも先頭に立ってまいります所存です。徳

田議員におかれましても、予算確保、その整備に力強いお力添えをお願いいたします。今後とも、子供たちを交通事故から守るために、町及び町教育委員会をはじめ、学校、園、保護者や地域、警察、滋賀県等が緊密な連携を図り、地域ぐるみで安全対策を進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 8番、徳田文治君。

○8番（徳田文治君） 8番、徳田文治。再質問をさせていただきます。通学路等における交通安全の確保対策について、一括して再質問いたします。

まず、1点目は、合併以降、小中学校における登下校中の交通事故などの有無であります。答弁では、平成22年から令和2年度までで72件の事故が発生していると御答弁いただきました。滋賀県警の公表資料では、これだけの多くの事故件数は出ておりません。事故の概要など詳細は分かりませんが、通学と下校中の事故発生件数が大変多いことに驚いております。特に、自転車通学者による事故が多いようですが、ほかに歩行通学による事故はどれくらいの発生件数があるのかお伺いをします。

また、往路は集団登校を行っている学校が多いと思いますが、往路と復路を比較しどちらの事故が多いのか。併せて、その要因は何なのかお伺いします。

次に、2点目ですが、小中学校区の保護者、見守り活動者などから通学路に関する改善要請などがあります。大津市大萱での事故を契機に通学路の総点検を行っていただき、危険と判断されたこの50か所ということで答弁を頂いておりますが、主にごどのような場所が危険と判断をされたのかお伺いをします。

また、さきの答弁では、平成22年から令和2年の11年間で72件の事故が発生しておりますが、総点検で危険と判断された場所や学校、保護者、地元自治会などからの要望などの場所での事故発生はあったのかお伺いをします。これら危険箇所等の対策は取られたのか、また、お伺いをいたします。

さらに、令和2年度に学校保護者、地元自治会からの要望などに対し、関係機関などと協議していただいておりますが、実効ある協議、検討をお願いをします。中でも、信号機の設置及び移設の2件について、公安委員会に要望中と答弁いただいておりますが、厳しい県予算の中で、信号機の設置は難しいと聞き及んでおります。設置などのめどはついているのか、お伺いをいたします。

次に、3点目、中学生の自転車通学などに対する交通安全教育の実施徹底であります

すが、こういった自転車通学者の事故が多い中で、交通安全指導を日常的に行っているとともに、東近江警察署から講師を招き、指導の強化を図っていただいていますことに、感謝を申し上げます。

質問でも申し上げましたとおり、自転車事故は誰にでも起こり得る最も身近な交通事故であります。自転車は子供から大人まで幅広く利用される乗り物で、それだけに事故の危険やリスクが潜んでおります。自転車通学者はもとより、自転車利用生徒に対しても、自転車の特性やその理解と安全な利用、交通法規の正しい理解と遵守等々が重要と考えます。

そこで、改めて事故の防止、交通安全の徹底など安全安心の確保について、教育長の決意をお伺いをします。

次に、4点目は、文部科学省からの文書に基づく通学路の補完的合点検の実施についてであります。質問でも申し上げましたが、今回の文部科学省の文書では、通学路の一斉の再点検を改めて求めるものではなく、今日までの補完的なものとして合点検の蓄積を十分に活用し云々とあります。早期に合点検を実施していただき、その結果、改善箇所の指導があった際には、関係機関からの技術的な助言を得て、役場での連携を図りながら、地域住民の理解を得た上で関係機関に対し要望を行うとの答弁を頂いておりますが、今回の合点検は、今までから通学路として何らかの課題があった危険箇所51か所、これを巡回し、内容や対策の有無、緊急度等を勘案した上で28か所に絞り、実施、対応を行うとのことですが、28か所は危険箇所として既に俎上に上がっていたものと認識をしております。この28か所について関係機関との協議、関係機関に対する要望など行うとは、今日までの危険箇所の対応はどうであったのかお伺いをします。

さらに、点検結果に基づく改善の実行力を高めるために工夫されている取組について、そして点検結果、これは公表されているのかについて、お伺いをします。

最後に、町長にお伺いをします。私の認識不足ではありますが、平成22年から令和2年までトータルで72件の事故が発生した。このことについては、本当に驚いております。町長は、この事故の件数をお聞きになっての所見をお伺いをいたします。また、交通安全施設などの整備に関しては積極的に行っていただいておりますことに感謝を申し上げ、また、町道については町長の所管事項でありますので問題ないと考えますが、国道、県道、公安委員会所管の信号機など、交通安全施設はそれぞれ管理者が

おられ、予算などの関係で即対応は難しいのではないかと考えますが、町長自らが最重点事項として要望活動を行っていただいております、改めて町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

これで再質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、ただいま6つの再質問を頂きました。私のほうから5つ目までの再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、徒歩での登下校中の事故、そしてその往路復路の事故の内訳、そしてその要因というような御質問であったと思っております。

徒歩での登下校中の事故につきましては、平成28年以降、8件の事故が起きております。8件のうち往路で発生したものが5件、復路で発生したものが3件になります。事故の内容は、自動車やバイクとの接触が4件、安全確認が不十分な状態での道路の横断が3件、交差点での飛び出しが1件でございます。自動車などの接触事故につきましては、歩道のない道路で起きているのが現状でございます。

続きまして、2点目の大津市の事故を受けた後の総点検に係る御質問でございます。

大津市の事故を受けた町内の総点検におきましては、主に交差点や歩道がない道路、信号のない横断歩道箇所が危険と判断されております。危険箇所を把握し、点検を行い、安全対策を講じた箇所であっても、交通事故が発生した事案はございます。そういった箇所につきましては、継続的に合同点検を実施することにより、関係者で危険要素に対する共通認識を持ち、さらなるハード対策が必要であれば、早急な対応を講じていただき、また、交通安全教育の実施やパトロールの実施、立哨など、ハード、ソフト両面から対策を講じております。

また、信号機設置等の見通しに関しましては、公安委員会から残念ながら未定であるというふうに伺っております。御指摘のとおり、予算上の問題もございますが、災害時の信号機停止による交通渋滞を回避するため、県全体で信号機の総数を減らす取組をされている現状がございまして、信号機の新設につきましては、慎重に進められているところでございます。

続きまして、3点目の御質問についてお答えをいたします。事故の防止、交通安全の徹底などについての私の決意についての御質問でございます。

小中学生にとりまして、自転車は身近な乗り物であり、使用頻度は高いものがござ

います。したがって、自転車利用時の交通事故の危険性は、学年を追うごとに行動範囲が広がるにつれ大きくなるものと思われます。そうしたことから、引き続き、保護者、地域、学校、警察等の関係機関等と連携をしながら、交通安全対策をハード、ソフト両面にわたって進めていくことが教育行政の責務であり、子供が犠牲となるような悲しい事故をなくすことにつながるものと確信しております。

また、学校におきましては、自転車走行に関する安全教育指導の徹底が子供の命を守る上で大変重要であると考えております。具体的には、左側走行の厳守、交差点での一旦停止、ヘルメットの着用、前照灯の点灯等について、繰り返し繰り返し指導を行う必要があります。加えて、教科特別活動の学習等を通じて、自ら危険を回避し、自分の命を守る行動が、自ら適時適切に取れるような、生きて働く力が身につくよう、教育の充実に努めてまいります。

続いて、4点目でございます。今日までの危険箇所への対応がどうであったかという御質問でございます。

今回の合同点検28か所のうち、その大半、25か所が過去に点検を実施している箇所となっております。なお、通学路の変更や住宅開発による通学児童の分散化、新たな商業施設等の建設に伴う既存通学路の危険化などの理由によりまして、新たに危険箇所として追加されるケースもございます。過去の点検箇所につきましては、路面標示や交通安全設備の新設、改修など、早期対応可能なものに関しましては、道路管理者により全て対応いただいております。また、歩道整備など用地取得等に時間を要する案件につきましても継続して事業を進めておりまして、現在、何ら危険対策が講じられていない箇所はないものと認識しております。

続きまして、5点目の点検結果に基づく改善の実行力を高めるために工夫されている点、あるいはその公表についての御質問でございます。

工夫している点は、先ほど教育的な面、それからハード面の整備といったことでお答えをさせていただきましたけれども、公表ということと関連いたしまして、合同点検の結果及び具体的な対策につきましては、児童、保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力が得られるよう、町ホームページにおきまして公表していく予定をしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 子供が関係する交通事故の発生に対しましては、今般の質問

でも徳田議員が問題意識をお持ちいただいていることと同様でございますが、大変心を痛めておるものでございます。特に、小中学校の通学路における事故など危険箇所を把握し、順次改善を行い、交通事故が発生しない環境整備に努めております。加えて、子供に対する交通安全教育や、ドライバーに対しては横断歩道で人が待っていた場合は一旦停止義務があるなどの啓発について、学校や警察、社会全体での啓発、指導も必要と考えています。今後も引き続き、現場の状況を把握するとともに、関係機関と連携しながら進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は13時20分といたします。

休憩　午後0時03分

再開　午後1時20分

○議長（伊谷正昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 西澤桂一君

○議長（伊谷正昭君）　一般質問を続けます。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君）　4番、西澤でございます。

私は、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針と愛荘町公共施設個別施設計画、これにつきまして一問一答で質問をいたします。

最初に、町長にお尋ねをいたします。行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針において、今まで庁舎等を中心とした議論をしてまいりましたが、本日はこれ以外の施設についてお聞きをいたします。

最適化に向けた具体の方針で9施設を対象とされましたが、私は、町長の本来の目的は庁舎等の集約化であり、これに係る愛知川秦荘庁舎、愛知川秦荘両保健センター、旧警部交番の5施設を対象として取り組んだほうが分かりやすく、議論も深まったのではないかと考えております。なぜ、多くの施設がある中、ラポール秦荘、いきいきセンター、愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川を対象とされましたのか。特に、ラポール秦荘、いきいきセンター、愛の郷については、個別設置計画では2026年に方針を決定するとされています。そういった施設でありながら、急いで決定する必要はないと考えておりますので、その理由をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置は、愛荘町公共施設等総合管理計画、愛荘町公共施設個別施設計画の方針により進めております。その中で、個別施設計画における具体的な方向性について、その具体策が定まっていない24施設を大きく行政関係と教育関係に分け、行政機能の根幹である庁舎が含まれる行政関係9施設を第1弾として庁舎等の在り方検討委員会で議論いただき、進めてきたものです。こうした経過により積み重ねてきたものであり、いきいきセンター、愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川を急いで対象としたものではございません。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、2問目になりますが、愛知川公民館、町民センター愛知川を解体する、そのためにそこを利用していた団体等の活動場所を愛の郷に移し、愛の郷の介護機能を秦荘いきいきセンターに移す。まるでところてんを押し出すような考え方がありますが、このような判断は本当に正しいのかと思います。

愛の郷については、旧愛知川地域の高齢者の利用を目的に建設され、地域になくてはならない施設になっております。当該地域の5年後、10年後の高齢状況を考えれば、地域住民のよりどころとなる施設をなくすことになる。現在ある介護機能をいきいきセンターに移すとのことでありますけれども、それで安心が担保できると到底考えられません。地域で町民が必要としている施設であれば、このような施設は集約する必要はなく、併存させておくべきだとこのように考えますが、これに対する考えを問います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 少子高齢化はこの先愛荘町にも及ぶものであり、福祉施設は住民にとっても町にとっても大事な公共施設の1つであります。現在の課題として、拠点が2つに分かれている中での機能重複、また総合的なオペレーションが分散してしまうなどの課題があり、ハード的にもともに築20年を超える同機能の施設であり、介護に特化した設備をとっても、全て2つを用意するとなると倍の費用が発生することになります。地域住民のよりどころをなくすということではなく、必要な機能を将来にわたって提供できる体制を構築するため、取り組んでいるものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ただいま回答いただきましたことにつきまして再質問をした

いと思います。

やはり今の町長の回答ですと、どうしても経済的な、財政的なといいますか、そういう面が多分にあるんじゃないかな。当然のことですけれども、やはりこの施設は地域の住民が本当に自分たちの今後を考えたときに必要な施設であると。こういうような要するに施設であると思います。

ほんで、最後に、地域住民のよりどころをなくすということではなくというんじゃないで、これなくするという結果になるんです。やはり、そういうことから考えていきますと、拠点が2つになろうか3つになろうか、やはり必要なものはきちんと残していくと、これが要するに町民にとって非常に求められているものではないかと、こういうように思いますので、そこを町長先ほど御回答いただきましたところとは若干思いが違いますので、その点についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども答弁をさせていただきました部分でもございますけれども、将来にわたって必要な機能を提供できる体制を構築するために取り組んでいくということでございます。

また、現在の利用者等々ということも少し御報告をさせていただきますと、現在愛の郷で実施しております介護サービスを利用登録されている方々、46名おられます。1日の利用者数は平均12名程度というところでございます。利用者全ての方の送迎を実施しております、今後も送迎を含め安心して御利用いただける体制を考えておるものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ぜひとも、そのところは、おっしゃっていただいたように町民が安心をしてというところはよろしくお願ひしたいと思います。特に今後、愛荘町全体を通じて見ますと、高齢化率というのは非常に少ないですけれども、やっぱり旧の愛知川地区、あるいは秦荘地区も含めてですけれども、高齢化率はこれからぐんぐん上がっていくと思いますので、その点も十分に視野に入れて、お願ひしたいと思います。

それでは、3点目のお尋ねをいたします。

愛知川公民館、町民センター愛知川については、令和5年をめどに解体するとされております。解体後5年から10年程度は公園として、それでもできるだけ経費をか

けない形で運営すると言われていています。これは、この後に検討される愛知川武道館、愛知川体育館と一体としての地域開発を考えてのことだと私は思います。

当該施設については、日頃から多くの町民が生涯学習等の活動拠点として利用しており、急いでその機会を奪うことは適当ではないと思います。今すぐに危機が迫っているというのではなくて、町の中央部を荒涼とした姿にさらしておくのではなく、愛知川武道館、愛知川体育館と一体で再度検討することにしてはどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの答弁でもお答えをいたしました。各計画の方針に沿って各施設の取組を進めております。武道館や体育館については、教育関係の施設として、今回の9つの施設の取組にめどが付き次第、第2弾として検討を進める予定であります。

除却後の愛知川公民館。町民センター愛知川を荒涼とした状態に置くとお話もお伝えしたこともありませんので、御留意を頂きたいと思います。跡地を駐車場に整備するには多額の工事費用が見込まれることから、住民の皆様が気軽に休息できる、休憩できる居心地のよい空間へと整備するものです。御質問にありました4つの施設を一体で再検討することは考えておりません。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今の答弁に対しまして、一言私も申し上げたいと思います。

ほんで、ここに今荒涼とした状態に置くと話したこともお伝えしたこともないので注意せいと、こういうような御指摘がされているわけですけども、確かに、そういうお話はされておられません。けれども、これは荒涼というのはどういように要するにイメージされたのか分かりませんが、やっぱり人影がないというような状態もこれも荒涼としては、私はそういう意味で要するに申し上げているわけですし、決して草ぼうぼうの状態に放置されているとかそういうことを申し上げているわけではありませんので、ちょっとそこところは、やはり町長、御留意せい、留意せいというそこは、私はちょっと意外に、心外に感じております。

それで、お尋ねしたいのは、それでは蚊野に、旧秦荘町中央公民館、これも数年前に取壊しなりました、現在公園となっておりますが、ここの状態、今利用状態はどういう状況になっていきますか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今は、芝生の敷かれておる公園ということでございます。他の議会の議員様からも、かつて御質問も頂いていたというものでもございますけれども、なかなか日中、利用がないでなかろうかという御質問等々があったかと存じます。もちろん、日中のいろんな利用がなされると大変すばらしいのかなというふうにも思いますけれども、この公園を元気に闊歩してくれる子供たちは、なかなか平日の昼間は学校にいるということもありますので、平日のお昼間に子供たちがそこにいるということはなかなかないものではございますけれども、週末等々は結構親子連れであったりという、皆さんが広い公園の中で走り回ったりしてくださっているという利用があるというふうに認識をいたしておる次第でございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今町長お答えいただきましたけど、半分は当たってますけど、半分は合っていないと思います。

確かに、休日であってもそれほど利用者とかいうのはないわけなんです。ほんで、私は先ほども申しましたように、やっぱり幾ら立派な公園を造っても、人がやっぱりそこに集まらなないと、その要するに設置目的というのは成り立たないわけです。だから、その辺りをやっぱり十分に考えていただきたいと、こういうようなことで申し上げますので、やはり本当に蚊野の中央公民館も利用回数、あるいは利用人数がどんなぐらいかというのは一度調べていただきたいと思いますけども、もったいないというのが実情であります。

それでは、次の質問に移ります。それで、失礼しました。ちょっとそれで、通告外になりますけれども、教育長にちょっとお尋ねしたいと思うんです。もしも、これは通告外だから、いや、答弁するのは少し遠慮するということでしたら、それはそれでも結構です。

それで、今のその回答、やり取りを聞いておりました、やっぱりこの愛知川公民館、町民センター、これは生涯学習の、私は拠点に今なってると思うんです。ほんで、これからの人生100年時代、あるいは少子高齢化、あるいは多様性社会、こういうようなことを考えていきますと、この代替施設としては、非常にハーティーセンターあるいは愛の郷ということを考えられているんですけど、町長の方針に反対を唱えるということは多分できないと思いますけども、それぞれ問題がないか、どういうように

思っておられるのかということと、そして今まで教育委員会として、この問題にはどういうふうに関わってこられたのかと、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、今の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、生涯学習の施設としての愛知川公民館の位置づけといったこと、あるいは今後の町全体のそうした施設の活用と申しますか、そういう部分についてのお尋ねだと思えますけれども、この件につきましては、これまでの議会の中でもお答えさせていただいたことがあるかと思えますけれども、全国的に見ましても、これまで、活用してきたその地域の公民館が老朽化しまして、その建て替えについて、それぞれの自治体がいろんな方法を考えておられるということでございまして、ただ、全国的な趨勢としましては、これまでにありました老朽化した公民館をそのまま、また同じようなところに建て替えるというふうなことはもう、本当に少ないというふうに認識をしております。

ただ、御指摘のとおり人生100年ということで、よりその生涯学習に関する役割の重要度が高まっているということを考えますと、そうした機能をどこで持たせるかということについては、しっかり担保していく必要があるかと思っております。

その施設のありようというのはいろんな考え方があろうかと思えます。いろんな機能が組み合わさった、その必要な施設の中に生涯学習の機能も併せ持つというような考え方もあると思えますし、今、コミュニティースクールということで、学校を起点に地域と学校のつながりをより密にして、いろんな取組をしていこうということで進めておりますけれども、例えば、学校施設を活用しての社会教育機能を持たせた、そういう使い方というものも考えられるかというふうに思っております。いずれは学校にも空き教室等は出てまいりますので、そうしたものを有効に活用していくということが1つ考えられるのではないかというふうに思っております。

それから、2点目のこの行政機能の配置の最適化に向けて教育委員会としてどう関わってきたかということでございますけれども、これにつきましては、当然いろんなこの検討の段階におきまして、教育の視点でも議論はされてきておりますし、教育委員会としても、自分たちの守備範囲の中で、先ほど言いました生涯学習施設の今後の考え方といったものも、主体的にそうした考えを持ちながら、考えを述べるところでは述べて、そして調整を図るというふうなスタンスで進めてきたところでございます。

ちょっと中途半端な回答かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） では、再び町長お願いいたします。

今、ラポール秦荘、いきいきセンター、愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川についてお尋ねいたしました。その他の公共施設も含め、単に合併により類似施設が重複している、維持管理コストがかかるという財政的な観点だけではなく、今後の人口推移、年齢構成、町民の、そしてから高齢化率など、人口動態や町民の期待などを総合的に考えたまちづくりの観点から考えることが非常に大切であると思っております。一つ一つの建物を個別で見るのではなく、住民サービスの拠点として全体から捉えるべきであると思えます。行政機能の配置の最適化に向けた基本的な考えをお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 平成26年4月、総務大臣から全国の自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進として、公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

この要請は、公共施設の老朽化対策は大きな課題であり、地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要であることから行われたものです。

愛荘町においても、人口、財政、公共施設等の現状と今後の見通しから、公共施設の管理に関する基本の方針をまとめた愛荘町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定いたしました。その後、各施設の具体の対応方針を定める愛荘町公共施設個別施設計画を平成31年3月に策定し、取組を進めているものです。行政機能の配置の最適化は、町の持続可能性を確保し、住民の暮らしを守るとともに、活気ある町であり続けるため、取り組まなければならないものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今の町長の答弁につきまして、再質問いたします。

今ずっとこう経過をお話しいただきました。これも十分に今までも聞かされている

ことでありますし、私たちも理解はしているところです。

それで私は、一つ一つの建物をこれはどうだ、これではどうだというて検討するというのも大事でしょうけども、まずは全体を見て、全体的に行政機能を維持するためにどの配置をしとくんやと、そういう様子が、考え方がまず必要ではないかと、そういうことを今お尋ねをしているわけですので、ちょっと今、もう一步踏み込んだ御回答をお願いしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 個別具体ということではなくて、より全体を見据えた上で、そのマクロの視点を持ってということの御質問だと存じます。

その理解に基づいてのことでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたように、この取組の背景といたしましては、この総務省からの要請というものが、それに対しましての総合管理計画、これを受けてこの個別施設計画をまとめていくという全体の大きな流れがございます。

先ほどもお伝え、お話をさせていただいておりますとおり、これはそれぞれの自治体におきまして、この高齢化等々、また人口減少等々が進んでいく中において、それぞれの自治体、愛荘町ももちろん含みますけれども、これをしっかりと長期的な視点に立った上で、どのように更新とか集約化、最適配置をするかということ、しっかりと練らねばならないという、マクロの視点に立って取り組んできているものでございますし、そういうような大きな目というものが、当然その根底にあるものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 知っておいていただきたいのは、やはり合併によりまして2つの施設になったということは、それは事実ですから、どうやっていくのかということは、課題としてはあると思うんです。けれども、やはり旧の秦荘、旧の愛知川、それぞれが自分とこの人口に合った適正な施設を造り、配置をしてきたわけです。ほんで、これが合併したから2つになったというものの、そこに住んでおられる住民の方というのは変わらないんです。やっぱり旧の秦荘は秦荘のように住んでおられるし、愛知川は愛知川で住んでおられる。それはそこで適正な施設ということでやってきたわけですから、2つになったから、じゃ、1つにしようかと、そういう乱暴な議論というのは、なかなかやっぱり、そこで本当に必要な施設なのかどうなのかとまず見て

それから一つ一つの施設をあるべきだと、こういうように思っています。

ほんで、これはかねて以前も申し上げましたけども、やっぱりこれはまちづくりが基本になるんです。ほんで、まちづくりのやはり、基本としてこの施設を生かしてどういうように配置していくのかということになってくると思いますので、町長も以前この質問をいたしましたときに、やっぱりそういうまちづくりというようなことには同じ考えだという回答を頂いているんですけど、こうやって一連の回答を頂いていくと、前後に言われたまちづくりというのはどういうふうなことを町長、思って、そのとおりだとおっしゃっているのか、そういうような疑問が湧いてくるわけです。

ほんで、やはり私が言いましたように、それでは、町長はまちづくりというのは具体的にどういうようにやっていこうと、どういうようにこの公共施設を組み合わせたいこうというように考えておるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） どういうようなまちづくりをといるところの御質問を頂きました。

1つ、大きな私たちは時代のバトンを中継走者として、それぞれがお預かりしている存在だというように思います。答弁の中でもよく触れさせても頂いておりましたけれども、旧の秦荘町ということをとりますとも、八木荘、秦川というそれぞれの村があつて、その村の中においてはもちろん最適な機能ということが当然あつたんだと思います。

ですが、それが秦荘町という1つの町になられたときには、やはりいろんな施設、思いが当然当時の住民の皆様にもおありだと、あつたとは思いますが、1つの秦荘町という町になろうという思いの中で、いろんな思いを乗り越えて、公共施設の在り方ということに向き合われたんだと存じます。

その上で、愛知川も豊国村という村とで愛知川町になっております。秦荘町と旧の愛知川町がそれぞれ合併して愛荘の町になった1つの町ということでございますので、やはり、このバトンをよりよい形にしていくという使命に向き合わねばならないというのが、私が感じておるものでございます。どういう町をといることに関しましては、やはり1つの町となったからには、その部分において住民の皆様、時代時代に応じたニーズは変わってまいります。人の移動ということも、基本的には徒歩であつた、またせいぜい自転車で行ける範囲であつたというところから、車で御移動をされる

方々が今非常に多い、それが自然な時代でもございますので、その時代の変遷ということもしっかりと向き合いながら、1つの町としての効果をしっかりと発揮をしていくということが目指していくべき町であろうというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） もう1点だけ確認をさせていただきます。

先日、全員協議会のほうで、愛荘町グランドデザイン2040、都市計画マスタープラン、これの御説明を頂きました。私は、この公共施設もこれに強く関係をしてくと、こういうふうに思いますが、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 先日、議会の全員協議会でも御報告をさせていただきましたこのマスタープランというところございます。立地適正化であったりというところもございますけれども、それぞれに連携をするという計画にはなっていないものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

愛荘町公共施設個別施設計画の中に、計画の推進に当たって、取組の方針として、本計画の方針に基づく具体の取組は、政策部門、財政部門、行財政改革部門等の関係部署と連携しながら、施設所管部署が事務事業を遂行する中で主体的に実施するとされております。ところが、愛荘町の秦荘両庁舎をはじめといたしました9施設、続いて教育関係の15施設、これにつきましては、特別に要するに検討委員会を立ち上げて取り組んでまいられました。

今後ともこういう方向でいかれるのか、それとも、さきの6月定例会で、本年4月に機構改革により公共施設最適配置推進施設を設置したと。ここを要に、個別施設計画に基づく公共施設の集約等の具体化を着実に実行していくと、こういうように御回答を頂いております。非常にこの区分といいますかその取組方法が分かりにくい、ほんで、主体は担当課になるのか推進室になるのか、また平常業務として行うのか、検討委員会を立ち上げて行うか、今後の推進体制といいますか推進方法、それについてお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町公共施設個別施設計画は、各施設の具体の対応方針を

定めており、その方針に向け担当課が主体となって進めていくものです。

また、本年4月に設置した公共施設最適配置推進室は、個別施設計画に基づいた集約化等、より具体性を持って実行していく要の組織と位置づけております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ちょっと今の御答弁で私はっきりと理解できないんですけども、確認をしたいと思います。

ほんで、要するにこの推進室というのは、どう言いますか、集約をするとかそういうところのものについては推進室でやっていくんだよと、ほんでそういうものはなくて、各個別施設の独自のところについては各担当課がやるんだよと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります。少しちょっと御質問を頂いたところが、私、これだと明確になかなか把握を今し得てない部分もございしますが、全体を担いながら所管していくというのが、この最適配置推進室の果たす役割というものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時53分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

この集約化でございますけれども、それぞれの担当しております所管におきまして、それぞれの施設、所管しておるものに関しましては、この所管課が担うものでございます。この全体ということを集約しながらこの事業に当たっていくというのが、この推進室という役割になります。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 町長の答弁を十分に理解されているかどうか、ここは推進室長に確認をしておきます。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど、町長のほうから御答弁させていただいた内容でございます。

推進室といたしましては、それぞれ各施設の所管課がその個別計画に基づいた方向性について主体的に実施していく中で、室といたしましては全体の把握、また進捗管理等々、進めさせていただくということになっております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問でお願いいたします。

公共施設個別施設計画で、3項目の基本方針が示されております。その1つに、実施に当たっては、施設の特性や利用者ニーズを踏まえた整備手法を検討するとともに、計画段階から関係者協議など町民や議会、関係機関等と情報を共有し、意見を聞きながら進めるとされております。これは以前にも申し上げていることであります。これは当然のことでありまして、事業をスムーズに進めるためには欠くことのできないことではありますが、今までの取組を見ておきますと、十分ではないなど、こういうような思いをしておりますので、この点を再度町長に確認をいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 個別施設計画の取組は、公共施設最適配置推進室との連携のもと、施設所管部署が主体的に実施するものとしております。実施に当たっては、施設の特性や利用者ニーズを踏まえた整備手法を検討するとともに、計画段階から関係者協議など町民や議会、関係機関等とも情報共有し、意見を聞きながら進めていくこととしております。

庁舎等あり方検討委員会では、施設の特性や利用者ニーズを踏まえ、議論いただき、パブリックコメントを実施されています。また、町の方針をまとめる際にも、新型コロナウイルス感染症の対策として住民説明会は中止となりましたが、より多くの住民の皆様を知っていただけるよう、資料の全戸配布と意見募集を実施してまいりました。議会にも都度報告させていただき、また協議も多く重ね、意見も頂き、反映もしてきており、取組が不十分との御指摘は当たらないと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今、回答いただきましたけど、私、今回は庁舎等の話は一言も言うてないんです。ここに御指摘は当たらないというようなことですけども、あくまでも公共施設の個別施設計画のことについて私は尋ねておりますので、これから一

一つの施設を、例えば何々課がどの施設、担当課がそういうことをされるときに、そのときにこういうような、要するにしっかりとした町民あるいは議会、関係課、こういうところと情報共有をしていくよと、こういうところがこの方針の中に書いてありますから、これでしっかりとここはやってくださいねということを私は言うているんでありまして、ちょっと今、この町長の御回答というのは、少し方向が違うのではないかなと、こう私、感じます。

ですから、今も言いましたように、一つ一つの施設を各課担当課がやられるときにも、やっぱりこういうことはしっかりとやってください、こういうことを尋ねているわけですので、その点、再度お願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれの個別施設計画に記されております施設等々に関しまして、しっかりと利用者であったり団体様であったり、情報共有、また密なコミュニケーションをとということでやっていってくださいねというふうにおっしゃっていただきました。大変大事な部分でございますので、しっかりと情報共有をしながら、意見ということ聞きながら、今後も進めてまいりたいというように存じております。今回のそれぞれの施設に関しましても、第1弾ということでのものでもございましたけれども、これに関しましても、各所管からもしっかりとそれぞれの利用団体様とのコミュニケーションということを協議を重ねてまいっておりますので、引き続き、そういうようなことをしっかりと踏まえながら取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） この事業、今後も継続してずっとこう取り組んでいく事業であると思っておりますけども、一応のゴールはどの辺りに持っておられるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 個別施設計画では、数値目標として施設全体の延べ床面積の6%に当たる約6,300平米の縮減を目指すこととしています。一方、地方自治法第244条には、地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとしてされております。計画を策定する上で目標を掲げることは必要ですが、人口の動向やそれに伴う公共施設の利用需要、また財政状況等を踏まえながら公共施設の最適配置を進めていかななくてはなりません。まずは、個別

施設計画で方向性が示されているものへの取組を重ねていくということかと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） それでは、次に、公共施設最適配置推進室長にお尋ねをいたします。

ラポール秦荘と愛の郷については、1つの福祉センターに集約をする。すなわち、いきいきセンターに愛の郷の介護予防機能を移し、愛の郷については、現在の利用団体、公民館等を利用している各種団体の複合施設及び避難所として利用する方針が示されており、愛知川公民館、町民センター愛知川については、これらの施設で実施してきた事業、活動は、ハーティーセンター秦荘に移し、両施設は解体する。跡地は5年から10年程度は公園にするというものです。

いずれも、実施工程表では令和2年12月から3年6月頃までに各施設の関係団体、業者等との調整、協議を終え、本年度上期には実施計画を作成し、下半期には実行準備を行うとされております。既に実行計画期限が来ております。議会や町民に対して何らの報告もありませんが、現状どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） お答えいたします。

行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針では、9つの施設の方針をまとめ、先行で着手する施設と、その後に着手する施設とに分けております。先行事業の予算計上が見送りとなったことから、先行事業から順次スケジュールに変更が生じるものと認識しております。このことを踏まえ、各施設に事務所を設置されている団体や活動されている主な団体様には、町長とともに訪問させていただき、説明をさせていただいたところであります。

また、施設所管課には、スケジュールの変更による影響やその対応を踏まえ、今後の進め方について改めて検討を求めているところであり、追って取りまとめていきたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今、大変御苦労いただいているというお話でございましたけれども、じゃ、愛の郷、愛知川公民館、町民センターというのは、ここの利用団体及び利用者数、これがどのぐらいおられるのか。そしてこれらの団体や利用者の理解は現在得られているのかどうなのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、各施設の利用実績、利用者数という御質問が最初にあったかと思うんですが、今ちょっと、私の手元のほうの資料にございません。詳細な数字をお答えすることができませんので、申し訳ございません。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、もう1つ、各利用団体の意見はどうであったのかといったようなところの御質問であったかと思っております。御説明に回らせていただきまして、全体的な感じといたしましては、どこの団体さんも、それぞれのお立場から今回の事業について前向きな、それぞれのお立場から前向きな御意見を頂いたと感じ取っております。

例えば、同じ機能を持つ施設についてそのまま維持することが難しい状況で、集約を進めていかれることについては一定理解するといった御意見であったり、施設改修を今後実施されるときは、将来を見据えた改修となるようお願いしたいといったようなところの御意見を頂いたというふうに記憶しております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 確かに、利用者数とかどうとかいう数字を求めるのは酷だったと思いますけども、じゃ、訪問し、説明をさせていただいたという先ほどの答弁ですけども、それは何か所ぐらい訪問されたんですか。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 町長と一緒に訪問させていただきました各団体様ですが、全部で7団体でございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 7団体というのは、あくまでも愛の郷、愛知川公民館、町民センター、この3施設を通じた要するに利用団体が7団体ですか、行かれたのは。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほどの福祉センター愛の郷、また愛知川公民館等に事務所等を設置されておられる団体、またそこを活動拠点とされておられる団体様で7団体、申し上げさせていただきますと、社会福祉協議会、それからシルバー人材センター、民生委員児童委員協議会、国際交流協会、体育協会、秦荘老人クラブ連合会、愛知川老人クラブ連合会の7団体でございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） それでは、次の質問に入ります。

さきの定例会で、町長から個別施設計画を推進するため、本年4月の機構改革により、要するに推進室を設置したと。ここを要に、これから具体的に、着実に実行していくというような御回答でありました。

7月以降、ほぼ半年近くが経過したわけですけれども、計画の全体から見ておりますと、時間的に遅れているんじゃないかと思いますが、この間の取組、また今後の取組についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） さきの6月議会でも議員より御質問を頂きましたが、個別施設計画における各施設の検討については、一層推進を図るべく、6月下旬に各施設所管課を集め、意見交換を実施をさせていただきました。この意見交換では、改めて個別施設計画への取組の必要性を再共有し、本年上半期に、各施設所管課の考えを報告していただくこととしております。下半期には、当推進室とのヒアリングを実施をさせていただいて、計画の進行と、次年度個別施設計画の中間年に当たりますので、中間年による見直しの準備等していきたいと考えています。

また、4月以降、おおむね各課から1人の職員の出席を求め、秦荘支所準備等打合せ会議を開催して、支所業務の整理を進めています。打合せ会議では、申請や届出の取扱業務、また相談業務、現金預かりの取扱事務対処など、協議をしております。

特に、支所の取扱業務につきましては、以前に議員の皆様にご配布をさせていただきました取扱業務一覧をベースに再度洗い出しを行い、現在は各担当課の各業務係ごとにヒアリングを実施し、支所対応可能、また支所受付本庁処理、また本庁対応というこの3つに整理をさせていただいているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） それでは、各担当課長にお聞きをいたします。

6月定例会で質問いたしましたように、2022年までに方向性を決定、処分すると示された施設が17施設あります。中でも、秦荘町消防センター、愛知川消防センターは集約化、旧秦荘幼稚園、ふれ愛スポーツ公園管理棟は除却、文化財資料室は売却と結論が出ております。これらの施設は外部の関係者もなく、内部で処理できる施設であることから、早期に対応すべきであるものであります。

6月定例会で進捗状況をお尋ねいたしました。推進室長から旧つくし保育園の売却について進めている。文化財資料室は多くの発掘物があり整理できていないとの回答で、ほかの施設については未着手でありました。発掘物の整理云々というのは、内部のしかも事務的なものであり、議会において答弁できるものではないと思っております。改めて、各担当課長に現状、本年度内に実行できるのか否か、できないとしたらその理由は何か、いつできるのかを問います。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　消防センターの集約化につきましては、消防団の組織体制等にも影響することを想定しつつ進めており、2022年度をめどに取り組んでおります。現時点においては、防災拠点施設として耐震性が確保されております愛知川消防センターに集約し、効果的、効率的な運営を検討しているところでございます。また、現在の秦荘町消防センターに配備されています消防車両置場のみ、初動体制の緊急性を考慮し、継続的に利用することとしております。今年度においては、消防団とさらなる調整を行い、センター集約化に向けての課題整理、消防団の組織体制等、慎重に進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君）　　教育振興課並びに歴史文化博物館館長。教育次長ですね。

○教育次長（上林市治君）　　旧秦荘幼稚園と文化財資料室についてお答えさせていただきます。

両施設は、町内遺跡から出土した遺物や民具、公文書類の保管倉庫として活用しており、文化財資料室については、発掘道具の保管及び作業室として活用しています。個別施設計画では、旧秦荘幼稚園は除却、文化財資料室は売却の方向性であり、その計画年度は2022年となっております。施設内には非常に多くの埋蔵文化財や書籍、民具があり、これらの保管先を現在、役場内職員で検討を進めているところです。

埋蔵文化財については、文化財保護法により保存制限がありますが、民具等については保管量を減らす手法なども検討しております。いずれにしましても、その保管先が課題となっており、計画年度の見直しも視野に入れ、できる限り早期に取り組むよう考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君）　　生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君）　　失礼します。それでは、ふれ愛スポーツ公園の管理

棟につきまして御答弁申し上げます。

ふれ愛スポーツ公園の管理棟につきましては、ナイター設備の分電盤、操作盤が施設の施設内に設置をされているほか、付帯施設として施設利用者用のトイレ、備品倉庫が併設をされております。これらの設備及び施設は、ふれ愛スポーツ公園の管理運営上必要であり、管理棟除却の際には残す必要があります。

また、現在、ナイター照明のLED化の検討を進めさせていただいておりますことから、ナイター設備に係る分電盤等の改修が必要となり、タイミングを合わせた管理棟の除却が効果的であると考えられます。ただし、ナイター設備のLED化につきましては、ふれ愛スポーツ公園を含む町内体育施設8施設を対象としておりまして、準備行為の時間等を考えますと、計画期間内の除却について見直しが必要と考えております。次年度、個別施設計画の中間年として見直しを予定をされていることから、管理棟の除却及びナイター設備のLED化に関しましては、並行して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） それでは、副町長にお聞きをいたします。

この公共施設個別施設計画の重要性を副町長はどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

さきの町長答弁にもありましたとおり、公共施設個別施設計画は策定に至るまでの経緯、経過がございます。

全国的規模で見ますと、平成26年に国から要請のあった公共施設総合管理計画は、令和2年3月末の時点で99.9%に当たる1,786団体が策定済みでございます。また、個別施設計画につきましても、令和2年度末にはほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されております。全国の自治体でもこのように鋭意取り組まれておりますとおり、中長期的な視点を持って公共施設のマネジメントを推進することは大変重要であるというふうに考えております。

公共施設を利用される住民ニーズや利用需要を考え、また一方で、町の人口や財政の状況を見通しつつ公共施設の最適配置に取り組むことは、町の持続可能性を確保し、

より活気のあるまちづくりのために必要なことと認識をしております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をしたいと思います。

ほんで今、副町長が御回答いただきましたこれは、もう既にもう全員知っていることなんです。ですから、私が今まで質問をしてきましたこの流れからくんでいただいて、これを今どうなのかと、その重要性、ですから結局、先ほども、各担当課長のほうから答弁いただきましたけど、やっぱりスピード性がないんです。ほんで、そういうことを実際計画をしていくのに、取り組んでいくのに、どうなんやと。そこの重要性をこの流れから当然くみ取っていただきたい。

ほんで、この今、副町長が言われたこれはもう十分に皆、議員は知っております。ほんで、そのやっぱり、あくまでも、先ほどいろいろと質問した中で、本当に財政的なものがそこにはあるわけです、その重要性を。ほんで、それを知っておればスピードを持って取り組んでいかなあかんと、これが基本だったと思うんです。ほんで、何でできないのかと。その辺りをやっぱり副町長の立場からは、やっぱりしっかりと見ていっていただきたいと、こういうような思いを込めて質問したわけなんです。再度、その点にお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

検討のスピードが遅いのではないかという趣旨の御質問と承りましたけれども、先ほど町長、あるいは室長のほうからもお答えをさせていただきましたように、この個別計画を推進するに当たっては、今年度から専任の室を設けまして、その要という形で進めているところでございますし、それぞれの担当課が責任を持って進めるために、先ほど室長もお答えしました意見交換といいますか、各担当の所管課を集めての会議、私も出席をいたしまして、この計画の推進について冒頭、発言もさせていただいたところでございます。重要性というものは改めて申し上げるまでもなく、町の将来のために大事なものというふうに認識をしておりますので、スピード感を持って進めるということで、進めてまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 副町長、今年お越しいただきましたので、今までのことを全部ひっくり返して申し上げるのはなんですけれども、やっぱり2017年にこの計画

が策定されまして、ほんで19年に、2019年にはこの個別施設計画、17年のときは、2017年はこれ、総合管理計画、これができた。そのときにも、その方針が、施設所管部署が主体的に実施していくと、こういうことがもうたわれているわけです。ほんで、これを今日まで、指摘されるまで取り組まれていない。何のための計画、2年間放っというんや。こういうことで計画性の理解がしっかりと各職員にできていなかったのではないかなと。ほんで、たまたまどっかの部署の施設ができてないということでしたら、これはしょうがないやろうと。ところが、全部できてないんです。1個もできてないんです。

これは組織として、やっぱり僕は問題があると思うんです。多くの要するに組織を抱え多くの担当課長がいながら、そういう計画の中で担当課が所管していきますよということを計画でうたっているながら、誰一人として取り組んできてない。ここに僕は問題があると思うんです。ほんで、町長か誰かが要するに号令をかけないと動かないのかと。ほんで、計画作成者も、計画を作成すればそれで終わり。ですから、やっぱりここは、責任者としての当事者意識が僕は薄いんだと思うんです。こういうふうなものが全職員に伝播したら、町行政というのは本当に緊張感を欠いてしまう、行政サービスの低下につながっていくと、こういうような問題を私はこの問題を通じて感じているわけです。

ほんで、もう1つはやっぱり、組織にも問題があると思います。各担当課長を責めるんじゃなくて、組織自体にもどうなのかというような問題なんです。以前も部長制は敷かれておりました。これが政策監制度に変更されまして、命令系統と責任の所在がちよっとあやふやになっているのではないかなと、こういうように思っておりますし、また近々の状況を見ておきますと、農林、観光、建設、これを担当する政策監が全くそういう経験も知識もない企画政策監兼務をしている。ほんで6月から僅か3か月間だけもって6月で退職して、また今度新しい政策監がそこを兼務することになった。こういう組織の問題点もやっぱり僕はあると思うんです。

ほんで、副町長はやっぱりこの県職員としての経験を持ち、広い分野から見ておられるわけですから、やっぱりそういう町行政のレベルを計る、これは大きく私は使命を今担っておられると思うんです。ほんで、そういう意味でしっかりとこの問題には取り組んでいただきたい。この問題じゃなくて町行政自体についてのそういう進め方とか責任の在り方、そういうことを私はぜひお願いしたいと思いますので、その点に

ついて副町長の考えをお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

この3月まで県職員としての経験を持つ私といたしまして、様々な点を御期待を頂いての御質問というふうに受け止めをさせていただきました。

3月までの町における議論の経過等々、進め方等々については、実感を持って経験をしておらない点はございますけれども、この4月以降に感じました点をこの町行政の組織運営に生かすべく、これからも邁進してまいりたいと存じます。

貴重な御意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。開会を2時30分。ちょっと訂正いたします。開会を2時35分にいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時35分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森野 隆君

○議長（伊谷正昭君） 一般質問を続けます。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野です。

このままでいいのか、庁舎の一本問題というようなテーマで一般質問を始めていきたいと思います。庁舎の一本化について、町長の考えを改めてお尋ねします。

庁舎等の公共施設の在り方、とりわけ庁舎の一本化問題は、半年前まで住民の大きな関心を集め、町長も熱心に推進してこられました。過去に建設された多くの公共施設などが更新時期を迎えることから、今後の財政負担が重くなり、将来世代に負担を押しつけないためにも、いち早く庁舎を一本化しなければならないと進められた事業です。そして、分庁方式は県内で当町だけであることから、強力に推し進められてきた町長肝煎りの事業でした。しかし、私が思うに、残念ながら住民からの要望が強かった住民説明会については、区長総代会の中での報告しかなく、また、秦荘庁舎の使い方についても、もっと議論をすべきところを、それすらないままに今日に至っております。

本来ならば、もっとしっかりとした透明性のあるプロセスを経て、関連経費を当初予算で組み入れるべきでしたが、なぜか補正予算で通されようとなりました。そして、事前の調査で賛成議員の数が過半数を超えないと判断されて、結局上程を取りやめられました。

住民には、庁舎の一本化の必要性を説明する資料を配布して意見を募集し、区長総代会では、庁舎の一本化を迅速に進める方針を説明して理解を求め、また、役場エントランスで町長のメッセージビデオをエンドレスで流すなど、庁舎の一本化への機運を高めようとしておられたにもかかわらず、3月の定例会では補正予算の上程を取りやめ、5月下旬には庁舎等公共施設の最適配置への取組に関わる御報告と題したA4の町長メッセージを全戸配布された後は、今日に至るまで、この問題についてはなかったかのように、話題にすら上がらなくなってしまいました。

ところが突然、8月10日の全員協議会において、愛荘町グランドデザイン2040（案）と都市計画と都市計画マスタープラン・立地適正化計画（内容抜粋）等の資料が示されました。資料の内容を見ますと、グランドデザイン2040は、都市計画マスタープランや立地適正化計画はもちろんのこと、町の最上位計画である第3次総合計画に反映される超上位計画と位置づけされています。このグランドデザイン2040は、庁舎等公共施設の最適配置に関する説明資料が全戸配布された2月中旬の約1か月後、3月24日に町長に答申されています。説明資料を全戸配布した時点で、既にグランドデザイン2040の概要が出来上がっていたはずですが、しかし、全戸配布の資料にはグランドデザインの文字はなく、グランドデザインとの関連性についても説明がなかったように思います。

グランドデザインの役割として、1つ、将来ビジョンを具体的に示す、2つ、まちづくりに対する住民の理解を深める、3つ、一体的なまちづくりを推進するの3点が掲げられています。また、町のグランドデザイン構築検討委員会の答申には、付帯意見として、住民、団体、事業者、自治組織などと十分に目的や情報を共有しながら連携を深め、その力が発揮されるように努力することが求められています。

これまで私は、いろんな機会に何度も町長に申し上げてまいりましたが、この庁舎一本化の問題は、住民に及ぼす影響が非常に大きく、反対も多いけれども、必ずやり遂げなければならない事業だと今でも確信しています。

住民からこんな御意見を1月に頂いております。もちろん町長にも届いていると思

います。そこには、町長は3年前、当選証書を受け取った際には、町民の声を生かした町政運営を目指すとし、就任の御挨拶では、全ての世代が活気にあふれ、愛着と誇りを持てるまちづくりを目指すと言われられておられます。だからこそ、住民からの疑問、意見、要望を正面から受け止め、計画に反映すべき点は素直に反映し、反論すべき点は堂々と反論して、透明性の高いプロセスと丁寧な説明によって、集約に賛成できない住民からも納得を得て、住民全体の合意形成を図るために全力を傾けていただきたいと書かれています。

ランドデザインも、庁舎等公共施設の最適配置も、どちらも住民の理解がなければ実現は不可能です。急がば回れと言います。また、急いでは事を仕損じるとも言います。民主主義は時間がかかるものなのです。いま一度、住民に対してランドデザイン2040を全体像を示した上で、その一環として庁舎等公共施設の最適配置の必要性を論理的かつ分かりやすく説明して、住民の理解と納得を得ていただけないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御欠席の回でございましたが、去る8月10日の全員協議会において、ランドデザイン2040（案）と都市計画マスタープラン・立地適正化計画について、中間報告として情報共有をさせていただきました。また、さきの村西議員、西澤議員の質問でも答弁いたしましたとおり、庁舎等公共施設の最適配置については、町の方針をまとめるまでの経緯、経過があることを御理解いただいていると思います。ランドデザイン2040（案）と、都市計画マスタープラン・立地適正化計画、また公共施設の最適配置は、いずれも町にとって重要な取組であります。各計画はそれぞれの目的に沿って進めており、必要により連携も図りつつ進めていくものでございます。ランドデザイン2040（案）と都市計画マスタープラン・立地適正化計画については、今後も議会への報告等を行っていくとともに、しかるべきタイミングで住民の皆様にも情報発信してまいりたいと考えます。

また、公共施設に関する住民説明会は、先の御質問でも御答弁させていただいているとおりであります。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） ランドデザイン2040については、これまた、またの機会にお話し合いとか、質問もさせていただきたいと思いますので、今回は庁舎一本

化というようなことに絞ってお話をさせていただきます。

もちろんこの庁舎一本化という問題も、やはり総合計画であったりランドデザインがあって、その道に沿ったもの、今、町長もおっしゃいましたけども、連携というのが必要でございます。やはりそういった計画の中の1つに庁舎の一本化もあるということをしかりと押さえながらしゃべっていきたいと思います。

ここで、再度町長にお尋ねいたします。この愛荘町の未来にとって重要かつ大きな事業である庁舎の一本化問題、少し振り返ってみますけれども、現在、町長はこの庁舎一本化についてどのような思いを持っておられて、どのようなお考えでいらっしゃるのか。

2つ目は、この庁舎一本化の事業は少し拙速過ぎたのではないかな。ちょっと急ぎ過ぎたかなという思いはないのか。

3つ目、迅速な対応が必要であれば、これからというか、この半年の期間というのが最も重要ではないかと考えますが、この期間、どのような取組を進めていかれるのか、また、行かれているのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、再質問ということでいただきました。3点でございます。

思いと考えということに関しまして、全く同じでございますので、思いと考えということ併せて御報告を申し上げますと、これに関しましては、機が熟した暁には改めて取り組んでいくというものであるという思いでございます。

この拙速との思いはということに関してでございますけれども、先ほど、各議員からも御質問を頂いてもございますけれども、総合管理計画、また個別施設計画、またその以降にも、検討委員会ということを立ち上げての御答申を頂いております。その都度都度ということで御報告をしておるということでもございます。また、大きな時間の流れとしても、合併から16年を経ている町であるということもございまして、その部分も含めての情報の発信ということをしてまいっております。

3つ目ということでございますけれども、この半年も大変肝要であると、重要であるということでおっしゃっていただきました。この間におきまして、最適配置推進室を中心として、この計画に進めていくに際して、必要な機能、必要な事務というところの、どのような形にしていけることがより自治体としてよいのかというところの

事業に当たっているものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 今、町長から御答弁いただきましたけれども、早くやっぱり一本化しないといけないんですね、町長。簡単な質問です。早くしないとイケませんね。その思いはお変わりではございませんね。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） あくまで機が熟した折にしっかりと取り組んでいくものであるという認識でございます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 機が熟したというようなこと、これちょっと、この次の質問で用意しておりますのでちょっとあれですけども、これ振り返りますと、補正予算で通された場合、なぜ議員の多数に賛成がなかったのか、賛成が多数もらえなかったのかというのは、これ、調査分析はされていますか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれの議員の方々のお考えということに基づいてのことだと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） それが分からないとなかなか前へ進まないと思うんです。先ほども町長おっしゃいましたけれども、しっかりと道筋を立てて、検討委員会で答申を受けて、いいんです、それで。そのとおりなんです。長年かけてやってこられた、そこまではいいですよ、そこからなんですよ。

私、前の一般質問でも、この曲がり角がめっちゃアクセルを踏んでびゅっとかはあったからびっくりしてるんですわ。そこがみんな、議員各位は、そこにちょっと引っかかってはるんやと僕は思います。だから、そこがないと駄目だと思います。

先ほども少し触れましたけれども、補正予算の上程を取り下げた後の5月下旬に全戸配布された庁舎等公共施設の最適配置への取組に関わる御報告というこの町長のA4の文言、全戸配布された。これ、町長がお考えだったので全て知ってるんですけど、これ読まれた方はどう言われたかという、議員みんなこれ、庁舎一本化反対してるんかと。いやいやそうじゃないですよと、議員も賛成しているんですよと。ほぼほぼ私の知る限り、ほぼほぼ賛成、賛成やむなしという議員が数多くいらっしゃいます。

でも何が駄目だったかといったらその進め方なんです。そこをしっかりと検証して次に行かないとこれ、町長、庁舎の一本化ってできますか。そんなことを思っております。

ちょっと記憶をまた、1月頃に遡りますけれども、1月ちょうど、町長は、住民説明会をしなくてはいけないという思いで一生懸命やっておられました。しかし、そのときはコロナ禍でして、今もそうですけれども、あんまり住民を集めての説明はよくないですよということを町長の側近の議員にも私、伝えてその議員も町長に動いていただきました。でも何かすごいもうやる気なんやわというようなことで、それはちょっとよくないなというようなこと。

そして、何が言いたいかといったら、そのときちょうど成人式をされたわけなんです。これ教育委員会さん、非常に考えられたと思います。教育委員会サイドとすれば、成人式は中止のほうがいいんです。そこで感染者が出たらかなん、クラスターが出たらかなんと、中止のほうがいいんです。でも、そこで考えたのは、主役は誰かということを考えられたと思うんです。主役は20歳を迎えた成人の人が主役なんです。そのためのことを思うと、その人たちが晴れ着をおじいちゃんおばあちゃん、お母さんお父さんに見せてあげたい。また、久しぶりに同級生に会いたいと。そこを思うから、感染予防をしっかりとやってやろうやないかと、それはすごい御決断だったと思います。

でも、町長がああ時代、ああときに住民説明会がやりたいというのは、これ庁舎の一本化ということですけど、よくよく考えれば主軸が町長自身にあるから、私は反対しているわけなんです。そこを本当に住民のことを思うのなら、もう少し、庁舎一本化はやらないといけないけれども今はやっぱりコロナ対策だな、いや、違うことをもっと考えないといけないな、でもしっかり庁舎一本化はやろうなというようなことを思っていたら、私は素直に賛成できたのに、もう取りあえず庁舎一本化ありきだと、それも任期中にありきだというような思いが全面的に出ているから、主役が変わってしまっているんです。やっぱり主役は住民さんなんです。町長じゃないんです。主軸は住民、主軸は町長、役場じゃないんです。そこをしっかりとやらないと、これは本当に、議論ができなくなるしちょっとむちゃくちゃになりますわ。機が熟したときということを再三申しておられますけれども、そうした機が熟した暁にとありますが、それはどんな状況になったときでしょうか。そして、それはいつなのでしょう。

また、機が熟するためにはどんな努力をされているのでしょうか。そこら辺を御質問

させていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 機が熟したときということころは、いろんな環境が整ったときだというふうに存じます。また、それがいつかということころに関しましても、いろんな機が熟してくるといのがいつかということころは何とも、現時点においては捉えにくいと考えております。

その環境が整うということに関しまして、私として現在努力をするということに関しましては、現時点においては進むということもございませんので、これが大事だということで、今日の議会の答弁でもその背景等々をお話をしておるというものでございますので、そのような発信ということはあるというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） ちょっと私、何言っておられるのかちょっと今分からなかったんですけども、じゃ、方向を変えて次のような質問をしていきます。

元大阪府知事、橋本徹さんは、その著書「決断力」で、町長読まれているかどうか分かりませんが、「決断力」という著書で、何が正解か、どっちがよいのか見えないときは、賛成派と反対派がフルオープン場でぶつかり合う仕組みが必要だ。自分の意見に近い人だけで政策を決めていては、むしろ正解から遠ざかってしまいます。僕が出した結論が絶対に正しかったかどうかは分かりません。でも、決定に至るまでの適切なプロセスを踏んで議論を尽くしています。だから、反対、賛成の両当事者が、知事がこれだけ議論を聞き責任を持って決めるのだから、この結論でまあいいだろうと納得しやすくなるわけなんです。すなわち、首長が出した結論を正しいと擬制、みなしてもらえらるわけですとおっしゃっておられます。

今回の庁舎の一本化は、賛成反対、どちらの意見にも一理あります。両者の意見を聞き、お互いの主張が出尽くすまで徹底的に議論を重ねて、もう言いたいことはないですかと確認した後、最後は選挙に選ばれた町長が自信を持って決めていけばいいのです。

私は、いたずらに町長の御提案に反対したいわけではございません。今までずっと賛成をしてまいりました。ただ、あまりにもそのプロセスが強引で、また乱暴なやり方で、自分自身を主軸に置いた行動、言動、それはそう感じたから、また、私だけじゃなしに、そう感じた議員がたくさんいたから賛成多数にはならなかったような気が

いたします。今回私が引用した橋本徹さんの言葉を照らして、町長は今回の庁舎の一本化問題で、適正でかつ的確なプロセスを踏んだとお考えでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） はい、もちろんそのとおりでございます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） そのとおりでありますと、間違っていたらごめんなさい。もう住民説明会も、もう区長総代会のあの報告で終わると。もうあとは何もしないよと。あとは、機が熟す努力は何をされましたっけ。これ、大丈夫ですか。庁舎一本できますか。どういう、いろんなやり方があるのかもわかりませんが、町長が熱心にこの問題に取り組んでこられたことは本当によく理解しております。しかし、残念ながら住民の理解は必ずしも得られていません。

政治は結果責任です。庁舎等公共施設の最適配置の必要性をもう一度、自ら町長の言葉で謙虚に、誠実に、的確に、熱意を持って、そして正当なプロセス、これは私の言う正当なプロセスを経て住民に語りかけていただければ、必ず理解は得られると思います。その際には、及ばずながら私、森野も協力させていただくつもりでございます。

いかがでしょうか、町長。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどもおっしゃっていただきましたとおりでございます。

そういうような環境が整ってまいりました際には、森野議員もこの集約の必要性ということは認めていただいておりますので、ぜひ議会の1人として、これをぜひ進めていかなければならないということをお伝えいただければ大変心強く存じます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。庁舎の一本化を必ずやり遂げていただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

キャッシュレス決済最大3割還元キャンペーンと愛荘町デジタル改革について質問いたします。

まずは、商工観光課長に、1つ目、愛荘町デジタル改革におけるキャッシュレスキャンペーンの位置づけは。そして2点目、キャッシュレスキャンペーンの地域経済活

性化効果について。3番目、検証方法について。そして最後に、町長に町のデジタル改革の方向性についてお尋ねいたします。

まず最初に、今回のキャッシュレスキャンペーンは「愛荘町デジタル改革！」と銘打っておられますが、愛荘町デジタル改革の全体像と、その中におけるキャッシュレスキャンペーンの位置づけを教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国では、令和2年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、令和3年5月にはデジタル改革関連法が成立し、昨日9月1日にはデジタル庁が発足しました。今後、社会のデジタル化は急速に進展していくものと見込まれます。

町では、町公式のフェイスブック、公式LINEの開設、新型コロナウイルスワクチン接種におけるインターネットによる予約申込みなど、住民の皆様が必要なときに必要な情報を得て必要な手続きが行えるよう、デジタル技術を活用し、利便性の向上を図っているところです。今回のキャンペーンは、町内において非接触型キャッシュレス決済の環境を促進することにより、新型コロナウイルスで影響を受けた町内中小企業者等を対象とした地域経済の活性化と、社会に普及しているデジタルサービスに住民に慣れていただく機会を設けることを狙いに実施しており、利用者に実益のあるこのキャンペーンをきっかけに、高齢者が身近にデジタル技術による手続などに触れていただきたいという思いがありました。

現在、日本のキャッシュレス決済は3割程度ですが、韓国では9割、中国では7割、欧米では5割程度あり、時間の経過とデジタル化の進展に伴い、今後、キャッシュレス決済は確実に、また急速に普及していくものと見込まれます。これに対応するためには、受皿としての事業者のキャッシュレス決済システムの導入、利用者へのスマートフォンの普及が必要であり、今回のキャンペーンが愛荘町のデジタル化促進のきっかけの1つになるものと考えています。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。お聞きしているところですね、まだまだ愛荘町におけるデジタル改革の構想というか、国とかそういうのは、全体像は分かってくるんですけども、町の構想というのはまだまだ確定しておらず、具体的な全体像が示されない段階で、PayPay社など民間企業の広告ならともかく、住民

に対して責任のある行政が愛荘町の冠をつけて「デジタル改革！」と大々的に銘打つのは、住民に誤解を与えかねない誇大な表現だと思います。ちなみに、東近江市では、「いいね東近江！ お買い物は東近江市でキャッシュレス」と、これ控え目なんです。そこら辺、どうですかね。

なかなか答えにくいと思いますけれども、次の質問に行かせていただきますけれども、何かありますか。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 今回の御質問につきまして、今後、キャッシュレス決済につきましては急速に普及していくものと見込まれます。先ほども言いましたように、高齢者をはじめ住民の皆様に実益のある今回のキャンペーンを1つのきっかけとして、キャッシュレス決済を通じてデジタル化になれ親しみ、そのメリットを享受いただきたいという思いで今回の名称をつけさせていただいたものです。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 次に、キャッシュレスの地域経済活性化効果について質問いたします。

1点目は、この事業の財源及び投入額、想定される地域経済活性化効果を数字で教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 御答弁申し上げます。

この事業の予算額は2,731万4,000円でございます。財源は地方創生臨時交付金新型コロナを2,700万円充当しております。想定している経済活性化効果は約8,600万円を見込んでおります。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 財源は新型コロナウイルス感染症対策、地方交付税臨時交付金とお聞きしました。また、この臨時交付金、全国にはもっとコロナ対策に直結した事業に活用している事例も多く見られます。町の財源が、一部ではありますが使われるということをお聞きすると、その財源がスマホを使いこなせる住民だけにメリットがあり、使いこなせない高齢者にはメリットがないキャッシュレスキャンペーンに果たして正当性があるのでしょうか。

私の周りには、PayPayアプリのダウンロードがうまくいかず、途中で諦めた

高齢者も何人もおられます。いずれにしても、今回のキャッシュレスキャンペーンの実施決定までに、商工会加盟店舗などの意見聴取を含めてどんな検討をされたのか教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 御答弁申し上げます。

本事業は、町内で非接触型キャッシュレス決済の環境を促進し、コロナ禍の影響を受けている町内中小企業者等の支援と、高齢者をはじめとする住民の皆様が社会に普及しているデジタルサービスに慣れていただく機会を設けることを狙いとしております。

事業の効果を上げるために、キャッシュレス決済導入店舗の増と、多くの方の利用が必要となります。そこで、町内店舗と利用者への説明を行うこととし、店舗への訪問、説明、また高齢者を主な対象とした個人向け利用方法説明会、各区長へ的高齢者サロン開催時の出前説明会開催の案内、民生委員を通じた高齢者等への利用の呼びかけ依頼などを実施したところでございます。

また、商工会加盟店舗を直接の対象とした意見聴取はしておりませんが、5月に開催された町商工会の通常総代会において、町長から本事業についてお知らせをさせていただくとともに、キャンペーン対象店舗募集時にはキャッシュレス決済導入についての依頼を行うなど、町商工会とも調整しながら進めてまいったところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 幾つか努力をされて、いろんなことで広めようという努力は、お話をさせていただいている中で伝わってきております。ただ、参加者等々も少なかつたというようなこともお聞きしておりますので、少し残念でございます。

次に行きます。キャンペーンの利用者についてですが、愛荘町住民のスマホ保有率と、町内4業種、飲食、小売、販売、サービス、理美容の別の利用状況を、年代別にどのように推計されているのか、その根拠と併せてお教えてください。

これ、先ほど村西議員の質問の中でスマホの保有率とかいうこともありましたけど、私は総務省が今年6月に発表した令和2年通信利用動向調査、今度は利用です。利用動向調査の結果によりますと、令和2年8月末時点で、個人のインターネット利用機器としてはスマートフォンが最も多く、利用者の全体で69.3%となっております。

しかし、利用率を年齢階層別で見ますと、20歳から30歳代では9割を超えてい

ますが、40歳代88%、50歳代83%と、年齢とともに徐々に低下し、60歳代では64%、70歳では36%と急激に低くなっています。80歳以上では、僅か9%と1割を下回っています。つまり、スマホ保有率は年代が高くなるにつれて低くなり、地元で買物をする機会が多いと思われる高齢者が極めて低くなっているということです。

2020年の時点の高齢者率が22.4%の愛荘町において、1つ、スマホの利用率が低くてキャッシュレスに慣れていない高齢者にとって使い勝手のよくないキャンペーンが地域経済の活性化、言い換えれば町内商店等の売上向上に寄与する根拠は何か教えてください。

また、2つ目、3割還元のメリットをキャッシュレス利用者だけに与えていいのでしょうか。

3つ目、同様のキャンペーンを実施している東近江市では、P a y P a y のほかに a u P A Y や d 払いも対象にしておりますが、P a y P a y に絞った根拠は何か、教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

まず、1点目、高齢者にとってキャンペーンの地域経済活性化、町内の商店等の売上向上に寄与する根拠はという御質問につきまして御答弁させていただきます。

今回のキャンペーン目的達成のためには、高齢者やデジタル化に対応できていない住民の方を含め、多くの方に利用していただくことが重要です。各種の統計調査結果により、高齢者のスマートフォン保有率が若者に比べて低いことは、当初から承知しておりましたので、利用者に実益のあるこのキャンペーンを高齢者の方にもできる限り御利用いただけるよう、事業計画の段階から様々な周知と取組を行ってきたところでございます。

その取組といたしまして、先ほども御答弁いたしました。特に高齢者の方を念頭に置いた個人向け利用方法説明会の開催、各区長への高齢者サロン開催時等の出前説明会開催の案内、民生委員を通じた高齢者等へのキャンペーン及び利用方法説明会参加の呼びかけ依頼など、様々なチャネルで働きかけを行ったところでございます。

P a y P a y が自治体で行ったキャンペーンの成果によりますと、キャンペーン実施前と比較してキャンペーン対象店舗の取引額の増、決済ユーザー数の増の結果が出

ており、町の対象店舗においても、増になるものと見込んでおります。

続きまして、2点目、御質問いただきました3割還元の特典をキャッシュレス利用者だけに与えていいのかという御質問でございます。

本事業の目的は、非接触型キャッシュレス決済の環境整備と利用を促進することによる地域経済の活性化等を通じた中小企業等の支援であります。このため、多くの住民の方にキャッシュレス決済を利用していただきたいことから、個人向け説明会の開催、自治会説明会の開催など、多くの方、特に高齢者の方に利用していただくための対応を実施いたしました。

続きまして、3点目、P a y P a yに絞った根拠はということでございます。

こちらにつきまして、P a y P a y株式会社は、契約締結事務を行っております令和3年4月時点で、全国142自治体で186回の事業実施件数を誇っております。滋賀県内でキャッシュレス決済によるポイント還元キャンペーンを実施した唯一の業者でありました。

また、店舗や利用者への説明などにしっかりと対応できる人員の確保、遂行力の高さ、企業体の大きさ、さらには当町事業実施期間中、初期費用、月額費用、決済手数料が不要となるのはP a y P a yのみであることといったことにより、町内対象店舗数の増加及び店舗数の増加による地域経済の活性化に大きな期待が期待できるものと見込み、信頼性が高く、有効な事業展開が可能なP a y P a y株式会社と契約を締結したものです。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） もう時間もあと5分しかありませんので急ぎますけれども、最後のあれですけれども、P a y P a yに絞ったということですが、エール商品券でお世話になったのは滋賀中信さんです。滋賀中信さんはメルペイというのを推進しておられるわけなんです。だからやっぱり、こういった愛荘町、やっぱり義理人情というのもあっていいと思うんです。P a y P a yが1番シェア率は高いというのは承知しておりますけれども、やはりエール商品券でお世話になった、メルペイをやっておられる滋賀中信さんの義理人情、もう少し考えていただきたかったなと思っております。

それでは、次に行きます。ちょっと時間ありませんので早口になりますけど、しっかり聞いておいてください。すいません。

町のホームページによりますと、今回のキャンペーン対象店の数は、8月12日現在で114店あり、商工観光課から頂いた資料によると、昨年のエール商品券の場合の大規模店舗5店舗を除いた116店に比べて2店減っただけで、ほとんど変わりませんが、業種別に見ると変化があるように思います。

私が分析したところ、変化の特徴は3つあると思います。細かな数字は省略しますが、第1に、小売、販売はエール商品券に比べて2割減少し、全体に占める割合は約5割強から4割強へと大きく低下。理美容も約2割減少し、全体の約1割に低下しています。このことは、高齢者を中心に住民の身近に存在し、かつ、地域経済活性化の中心となるべき、地元商店や理美容店の参加が少なかったことを示しています。

第2に、サービス部門、サービスはエール商品券の場合から6割を超える増加を示し、全体の4分の1を占めていますが、ここは自動車関連や会館、ホール、旅館、不動産などが含まれており、高い客単価は期待できるものの、住民の利用頻度は少ないと思われます。

なお、飲食は約1割増えていて、一定の効果が期待できます。

第3に、エール商品券対象店のうち、キャッシュレスキャンペーンでも対象店となっている店の割合は全体で6割強ですが、飲食では約8割、サービスでも6割を超えてとても高くなっています。

一方、小売、販売では6割弱、理美容でも5割と低くなっています。このことは、キャッシュレスによる売上げの向上期待が、エール商品券に比べて飲食とサービスでは大きく、小売、販売、理美容で小さかったことを示しています。要約すれば、対象店を見る限り、今回のキャッシュレスキャンペーンの経済活性化効果は、1つ、飲食で大きく理美容で小さい、2つ、全体の4割強を占める小売、販売やエール商品券に比べて対象店が大幅に増えたサービスではそれほど大きくないと予想されます。

この分析結果を聞いてどのようなお考えでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 御答弁申し上げます。

今回のキャンペーンの対象店舗につきましては、エール商品券と違いPay Payへの加盟が必要となりますので、まずそれがエール商品券との対象店舗の違いの大きな要因になっているというふうに考えております。

キャンペーン前からPay Payに加盟した店舗もありますが、今回のキャンペー

ンをきっかけに新規加盟された店舗もあり、今後ますます加速するキャッシュレス化への入り口としまして効果があったものと感じております。

経済活性化効果につきましては、現在キャンペーン期間中でありまして、終了後に検証いたしたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 森野 隆君。

○3番（森野 隆君） しっかりと検証してください。検証方法もいろいろ考えて発表しようと思ってたんですけども、ちょっと時間がありませんので。

最後になりますけれども、先週8月29日日曜日、中日新聞、皆さん見られた方もいらっしゃると思うんですけども、スマホ特典、自治体が200を超えたというようなことで、その中で共同通信のこれ調査なんですけれども、スマホを持っていなかったり扱いに慣れなかったりする現金派の高齢者からは、公費を投入するのに一部の住民にしか恩恵を受けず、公平性に欠けるという批判もあり、導入を認めない議会も出ているというような記事。そして、ちょっと抜粋しますけれども、この調査によると、キャッシュレス決済の比較はクレジットカードなども合わせて約3割にとどまっております、公費投入への批判は根強い。また、山形県の鶴岡市は、これ7月末にこのキャッシュレスキャンペーンをやろうと思ったんですけども、不公平だという声もあり、取下げに余儀なくされたというような記事にもなっております。

そういったことで、ただ1つ言えるのは、飲食関係の人が非常に喜んでおられます。私も何度か利用させていただいているんですけども、森野さん、ありがとう、ようしてもろたなというようなことで、いや、私がやったんじゃないのと言うているんですけども、本当に喜んでおります。

ただ、今も言いましたけれども、一方、この声のある人はいいいという判断できるんですけども、やっぱり声なき声を拾うのがやっぱり行政の仕事だと思うんです。そこはしっかりと公平性を持ってやっていきたいと思えます。

町長へのデジタル改革の方向性をお聞きしようと思っていたんですけども、これ、やっぱりしっかりとデジタル改革というのは、公共施設等の最適配置にも、経済活性の活性化にも、デジタル改革はいずれも愛荘町の未来に直結する喫緊の課題です。町長には、長期的な視点に立って、一日も早く、デジタル改革を着手していただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。3時40分から開会をします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時40分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（伊谷正昭君） 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、中学生の制服について質問を行います。

本年3月議会で、女だからスカートをはくという中学の制服は嫌だ等の声を頂いて、中学生制服の見直しについて質問を行いました。答弁は、令和5年4月からの新しい制服に向けて、生徒等のアンケートなどの実施に取り組むということでした。

私は、教育委員会も中学生の制服見直しに向けた取組を行われていることは承知しています。ただ、訴えている児童は幼少からスカートをはいたことがないと言います。ですから、愛荘町の中学校への進級ではなく、スラックスのはける中学校への進路を真剣に考えているとのこと。小学校から一緒だった友達と9年間の義務教育を終えることは理想ではないでしょうか。それが、スカートをはくことを強制されるということで、中学校への進学を真剣に考えなければならないというのは、いかがなものなんでしょうか。

そこで、以下の点について、教育長に質問を行います。制服の見直しへの準備状況について答弁を頂きます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの質問にお答えをいたします。

制服改定につきましては、本年度1学期に町内2中学校で制服についてのアンケートを中学1年と小学校高学年の児童生徒及び保護者に対して行い、現在アンケートを集約しております。また、7月に制服展示会の視察を行い、近年の制服モデルチェンジ事例や多様性に配慮した制服づくり、素材や機能性について調査を行いました。

今後の予定といたしましては、さらなる生徒や保護者からの意見聴取や意見交換を大切にしながら、今年度中に業者選定を行い、来年夏までには制服のデザインを決定

し、令和5年度4月からの導入に向けて準備を進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） それは前回で、答弁の流れで着々と準備をされているということだと思いますし、当然、来年で考えれば、再来年のことに対して、来年の秋ぐらいには一定整えていかなければ、当然採寸、いろんな問題も当然出てくるわけですから、この制服そのものの導入については致し方ないと思うんです。

2つ目が、質問を出しているのが、やはりその子供さん、児童を焦点に当てれば、来年の4月には、本来なら愛荘町の中学校に入学したいということですので、4月からどういうふうに学校側は教育委員会へ相談されて対応をされるのか、要するに、スラックスを認める形をしていただけるのかどうかを答弁を頂きます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

令和4年度につきましては、中学校の制服は現行のものとなります。議員御指摘のように、現在、女子生徒はスカートを着用しております。しかし、現行におきましてもスカートを強制しているわけではございません。事情に合わせ、配慮することは可能で、一人一人の子供を大切にするという視点から対応をしてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういう答弁自身はありがたいんですが、私からこういう提案をしていながら、私自身の懸念を申し上げるのはどうかというのがあるんですが、じゃ、スラックスがいいから毎日体操服でいいのかということになってしまうので、そこはやはり1人の個性と見て、あまり、だからちょっと学校側と校長先生や教育委員会が、まずは本当に来年の4月からどういうふうにスタートをするか、そういう子供たちの気持ちを受け入れるという点で、私は言葉としては今の答弁は本当にいいんです。でも、そのことによって他の生徒への及ぼす影響というのか、そういうことも多少、やはり熟慮するというか、そのことは前提なしでは無理だと。その次に進むための準備をもう少し、ちょっと混乱を招かないようにしてほしいということを思いますが、どうなんでしょう。どういう協議がなされるでしょう。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

まず、個別のその子供さんへの対応につきましては、議員御指摘のとおり、どうい

ったものをはくかによりまして懸念される問題も出てくるだろうというふうには想像できますので、そのことにつきましては、どういうところが落としどころとしてあるのかという辺りを本人、そして保護者、そして学校が中心となりまして、十分すり合わせを行う必要があるかと思えます。そして、教育委員会ももちろんその中に加わることが必要だと考えております。

いずれにしても、一番大事にしたいのは本人の気持ちといいますか、意向といいますか、そういうものが一番大事であるというふうに考えておりますので、そうしたものを十分受け止め、そして不安なく、スラックスの問題も、子供が納得できる形で受け入れた後にやっぱり入学できるような、そういうものを関係者でしっかりつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当に私が一番懸念しているのは、自分の個性を認めてほしいというしっかりした考えを持っていかれる児童さん、生徒さんと、それに触発されて、何でもいいんだというふうに感化される子供さん、ここはちょっとしっかりと整理をしておかなければならないので、私がいろんなことを提案しながら自分から懸念を言うのは滑稽かも知りません。でもそのぐらいしないと、子供たちは非常に難しい年齢ですので、本当にしっかりと現場と教育委員会もしっかりと協議してサポートしていく。

その入り口は、入学式のとときに、しっかりとこういうスラックス、要するに華美にならないようにするという意識を持ってもらったりして取り組んでもらわな。せめて、どの程度のことにするか。やっぱり、じゃ、そうなると取組が、一応秋頃からそういう申請される方を募ってみるのかどうかとか、いろんな問題が出てくるのかもわかりませんが、一番懸念しているのは、華美になっていくことが怖いんです。華やかになった、行き過ぎて、そんなことはないだろうと思うんですが、一応そういうような議論がちょっといろいろとするもので、提案はしながらも、そこからどういうふうに影響するかなとか、自分なりにも思います。信念をしっかり持っている子供さんは大丈夫です。ちょっとそこらも提案だけをしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、GIGAスクールに伴うタブレット端末について質問します。6月議会での議会運営常任委員会で、タブレットの家庭への持ち帰りを前提に、機器の破損と故障

への負担が質疑されました。その答弁は、悪質な扱いは自己負担と答弁されています。悪質な扱いは自己負担との答弁の前提は、タブレットの家庭への持ち帰りです。持ち帰りが想定されていないのでしたら、悪質な扱い規定は適用されませんが、学校における悪質な扱いとの定義をお伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

令和3年4月からのGIGAスクール本格稼働に当たり、教育委員会では、学校内におけるタブレット端末活用のルールを定め、小中学校教員や児童生徒はもとより、各家庭に対しても周知した上で運用を開始しました。そのルールの中で、不適切な使い方によってタブレット端末が破損、故障した場合、またはルールを守らずに紛失させてしまった場合、修理、買換え費用を御家庭で負担していただくと規定しております。

悪質な扱いとは、不適切な使い方、及びルールを守らない使い方と定義しており、さらに、不適切な使い方につきましては、故意または重過失による機器の破損とし、例えば端末をわざと投げて壊した場合や、明らかに破損する結果が予測でき、それに備えて注意すべきであるにもかかわらず、その注意を欠いた場合、修理、買換え費用を御家庭で負担いただくこととしております。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ただ、悪質な扱いというので基準というか、保護者にも提案をしているというのか、その基準を示しているということが今言われているわけですが、しかし、学校で起こった場合は、こういうことが起これば、今言われたようなことが起これば、非常にちょっと危険な状態が想定される場合もあるわけです。ですから、私は非常に難しいなというのは、故意または重過失とかいう言葉が使われたんですが、学校生活の上での故意、重過失って、さっきも言いましたように非常に危険な状態ということ。

要するに、もう1つは、考えられるのは、分からないことの表現の仕方がどう出てくるのかなとか、いろんな想定をここでもしなきゃならないんですよ。だからこういうことが本当に結果として、主観的判定になってしまわないかという非常に危険性は感じています。

その点で、客観性ってどういうふうに担保されるんでしょうかね、そういうとき。

もしくはやっぱり全体の、それも子供にとってみれば、いろんなもののストレス、それがどういうふうに、子供によっては表に表われるのか。非常にここはちょっと注意が要るところなので、ちょっと主観的なじゃなくて、客観的にどういうふうに判断されるのかなど。ちょっと今それを想像する、既にもう端末渡しているわけですから、ちょっとそういうなんが、ちょっとは答えてもらえるのかなというのでお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

まず、想定しておりますのは、こうしたケースは本当に僅かではないかというふうに考えております。それが大前提でございます。つまり、学校というところは教育的に物事をいろいろ配慮して進めてまいりますので、その子供さんが、例えば一見故意に思えるような行為を行った場合でも、その背景にどういうものがあつたのかというものは当然、探らなくてははいけません。その上で判断するということになろうかと思ひますし、学校は警察や裁判所ではございませんので、先ほども申し上げましたように、子供やそれからその保護者に何か罰を与えてやろうということを前提に物事を調べたり、あるいは調査したり聞き取ったりというようなことをするわけでございませぬので、あくまでも教育的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先生方に、そういう面では一般的に授業を行うということでの努力をされて、そこに、また新たなそういう最新の授業形態を強いられてくる。先生自身も非常に大変だと思うんです。非常にそういう面では、別に質問では出してないですが、本当に少人数学級を目指さないと、先生のストレスが非常に高まってくるなというふうに思っています。そのことだけは、本当にそういう点からも少人数学級を早く進めていかなきゃならないというふうに思います。

次の質問で行きますけども、学校は学校で言っているんで、先ほども質問で言いましたが、要するに持ち帰りは前提にないんだと。でも、こういう事態が来ると、どのように事態が来るか分からないということで質問を出しています。今後、授業の進展や感染症による学級閉鎖などで持ち帰らざるを得ない場合での破損及び故障の自己負担の定義を併せて伺っておきます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と関連がございますが、教育委員会では、緊急時にタブレット端末を持ち帰る場合におきましてもルールを定めており、学校内における悪質な扱い同様、不適切な使い方によって iPad が破損、故障した場合、またはルールを守らずに紛失させてしまった場合、修理、買換え費用を御家庭で負担していただくこととしております。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） いずれにしても、今の自分の質問も答弁も丁寧に扱ってくれということの前提での話なんです。やっぱりその丁寧な扱いをしているつもりでも、事故は起こるわけで、そういうことも含めて全体として見てほしいということでの思いで質問を行っているところです。

そうなってくると、やはりこの端末機をどういう位置づけを持つかということになってこようかと思えます。学校内、今言いましたように学校であれ持ち帰りであれ、いずれの場合も、悪質な扱いの認定であるわけですから、その定義を確立するにおいて、タブレットは、私自身は教材の1つと見るべきか、文房具の1つと見るべきか、こういう規定によっても大きく変わってくるので、そのところでの見解を伺っておきます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

Society 5.0時代に生きる子供たちにとりまして、タブレット端末は鉛筆やノート等と並ぶ新たな文房具と捉えているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ここがまだまだ国との協議等々も必要となってくるわけですが、本町としての考え方をしっかりと持ってもらわないと、国へというか、県との要請というか、そういうものも全部変わってくるんです。ですから、町長もここで聞いておいてほしいのは、こういう今のやり取りをしっかりと受け止めてもらって、そしてそういう機会あるごとにどうあるべきかというのに参加をしてほしいということ強く思うんです。

それで、今言われるように文房具、筆箱やそういうものと一緒なんだと、消耗品でいってもノート。でも、やはりタブレットは高いです。じゃ、この高い、高価なものが自己負担でいいのかということになってきます。私は、そういう点でどういうふう

に考えるべきか。だから、1つ考えたのは、体育の授業やそういう音楽のときに、低価なもの和高価なもので、学校でそろえなきゃならないもの。確かにパイプといいますか縦笛みたいなのは自己負担で買う分。じゃ、大きなものは当然買えない、高価なものは。じゃ、どっちに当てはめるんだということになってくるんじゃないのかなという点で、私は文房具というよりも、勉強をする上において、国や行政が、教育行政が求めてきた道具だという考え方を持つんです。これが公的道具なのか私的道具なのかという考え方に今度分類されるんです。この点について、先々の議論になっていく話ですが、教育長自身は、私の提案に対してどのようにお考えなされるか、答弁を頂いておきます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

非常に、将来のことを考えると流動的な課題かなというふうに思っております。現在は、国がこれからの時代を見据えて、子供たちにしっかりとした情報活用能力、そうしたことを、身につけていかなければいけないということもありまして、このGIGAスクール構想を打ち出し、国の強力なバックアップのもとに、今はいわゆる公的な道具として浸透させていこうというふうになっているものと理解をしております。そのようにしないと、やはりこうした大プロジェクトは進まないと思いますし、なかなか一度に浸透していくことがないのではないかなというふうに考えておりますので、極めてこのような今の取扱いというのは適切ではないかなというふうに考えております。

ただし、今後、非常に難しいところではございますけれども、こうした端末がごく当たり前のものとして、本当に文房具としてランリュックの中に入っているのが当たり前と、消しゴムや鉛筆と同じように、もう日常茶飯事的に使って当たり前だというふうになってきますと、若干意味合いが異なってきまして、いずれは価格にもよりまますけれども、次第に私的な道具として完全に定着していくようになるのが望ましいのかなというふうな考えは持っておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私も結果としては本当に縦笛が買える程度、そういう程度にまで下がってくればいいんですが、下がるというよりも、その部分は公的支援をすべきだという考え方なんです。

次がそういうところでの質問に入っていきたいわけですが、タブレットの貸出期間、

これは、貸出しの初めから卒業までの持ち上がりとの考えです。予算書の記載から5年契約です。そこで、6年目からは個人購入となるのか、お伺いをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

令和2年度におきまして、国庫補助を活用し、小学校1年生から中学校3年生、全児童生徒のタブレット端末を一括購入し、機器の経年劣化等を鑑み、タブレット端末更新の目安は5年と見据えております。

文部科学省のGIGAスクール構想実現のロードマップでは、将来的に保護者負担BYODへの移行を見据えつつ、デバイスの考え方や支援方策の在り方を整理するとされておりますが、現時点におきまして、国がタブレット端末の次回更新に係る財政支援をするか否かは明らかにされてはおりません。

また、タブレット端末の更新のみならず、インターネット通信費や機器導入における保守費用、電子黒板等のICT機器や校内LAN環境の更新費用と、GIGAスクールの運用により全国的に自治体の費用負担が増大しており、自治体における財政力の格差が子供たちの学習に直接影響することが懸念されております。

以上を踏まえ、個人所有のパソコンやタブレット端末を学校で活用するいわゆるBYODへの移行につきましては、全国的に検討が進められております。本町におきましても、6年目からのBYODへの移行につきましては、様々な角度より検討する必要があると考えております。一方で、継続的に国に対しまして町村会や滋賀県を通じて、GIGAスクール運用に係る財政支援を強く要望しているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 行政も自治体によって格差が生まれてきて、その対応がまばらになる、そんなことは絶対あり得ないんですが、何としてでもするという事になっていくんですが、しかし、これが一般家庭で考えると、ここばかりは同じようにいかないんですよ。格差がそのまま出てしまう。こういうときにどうするんだということになってくると思います。

ここはまだ当然、全てが今そういう考え方をしっかり持って、これからの協議に当然、教育長は教育長の立場で、町長は町長の立場で、要するに国との協議、県との協議をしっかりとってほしいということが、基本は狙いなんです。ですから、こんなものを一斉に買い換えることができないんですから。じゃ、6年来ました。じゃ、

もう新しく機能をバージョンアップしなきゃならないとか、いろいろ出てくるのか、
どういうふうになっていくのか。そこは予測がつきませんが、結果として、そういう
問題を家庭に求めていかざるを得ない。そこに格差が生まれてくるということになれば、
教育行政としてはあつてはならない事態をつくり出すわけです。国の責任として、
全ての子供は教育を受ける権利を有しているわけです。ですから、憲法理念からいっ
ても、無茶なことがなってくるということを私は予測をして、皆さんに問題提起をし
ておきたい。

だから、端末機が個人負担で本当にいいのかどうか。その端末機が個人負担なら当
然低価で提供できるように持っていかなきゃならないし、アプリといいますのか、中
の機能といいますか、そういう問題もついて回りますから、ですから、本当にもっと
言えば、この問題は、私は、愛荘町はここでというふうになりかねない、独占禁止法
的に違反的な、そうしたことが生まれてくるんじゃないかとか、いろんなことをこの
問題は危惧しています。

ですから、そういう問題をしっかりと捉えていただいて、次に、本当にこう取り組
んでいていただきたい。まだ5年先だではないんです。もう今からそういう考えで
着々と求めていかなかったら、国は答えてくれません。ですから、私は口酸っぱく、
この愛荘町はこうなんだからこのようにやってほしいということをやはり大きな声を
自治体が手を結んで声を上げる。先ほど言われたように、町村会やそういうところにも
併せて声を上げていくということが、今から大事になってくるんじゃないかという
ふうに思っています。

この程度にさせていただいて、次の質問に行きます。

次に、住宅省エネ等改修工事補助金について質問を行います。住宅省エネ等改修工
事補助金は、地域経済の活性化を図るために施行されています。補助対象となる工事
を見ると、住居における省エネ対策を講じた工事への補助制度です。すなわち、住宅
建築物の付属・付帯工事であり、設備工事です。補助金の目的を地域経済の活性化を
図るとうたっていることから、建築物本体への補助からの視点を持たないと、地域経
済の活性化の趣旨が限定的になります。地域経済の活性化を図るといふのなら、住宅
全般への改修工事を対象にするべきと訴え、補助対象の全面的な見直しを求めます。

町長の答弁を求めておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 平成21年度に実施した緊急経済対策において、町内産業の活性化と雇用の安定を図るため、町内に本社を有する法人、または個人の施工業者を利用して住宅の修繕、補修工事などを行う場合に、その経費の一部を補助する住宅リフォーム促進事業制度を創設いたしました。当時の制度は、省エネ改修に特化したものではございませんでした。

その後、平成24年度に現行の愛荘町地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金交付要綱を制定し、補助を行っております。

また、平成28年度からは、潜熱回収型ガス給湯器、いわゆるエコジョーズ、潜熱回収型石油給湯器、いわゆるエコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、いわゆるハイブリッド給湯器の3項目を補助対象に追加いたしました。

国では、昨年に、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロとする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、県でも昨年にしがCO2ネットゼロムーブメントを宣言し、2050年にCO2排出量を実質ゼロにすることを目指して、様々な取組を行っております。国土交通省は2050年にCO2排出量実質ゼロのために、戸建てやマンションの外壁、窓の断熱改修工事に交付金により自治体を通じて支援する方向で現在調整されています。

本補助金は、地域経済の活性化と住民の居住環境の向上を目的としており、このため、省エネルギーや創エネルギーの効果がある工事を補助対象としております。地球規模での取組が求められる脱炭素社会実現のためにも、今後も省エネ等の工事を補助対象として実施してまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 直接質問とは関係ないんですが、2050ではなくて、2030が今国際的には非常に大事な年月なんだということだけを正面に据えられています。CO2削減を2030までにやらないと大変な事態が来るというので、岐路と言われています。ですから、2050では遅いんです。あえて省エネ対策とか言われているところに、それにボールを投げるわけじゃなくて、我々の意識は2030で、本当に環境問題を考えていこうということをあえて言いたいから、あえてそこを言いました。

町長も言っていた、そういう省エネに特化して始めたものではないんだけど、結果として2050、要するに省エネ対策を求められているから、省エネ対策で

今後も引き続いてやっていきたいと、補助金は。

そうではなくて、先ほどからも質問で出ているように、今、地域経済が疲弊してきているんです。そこをどう手を出すか、手を差し伸べるかということが求められているんです。ですから、省エネは、それはそれで大事なんです、補助金としても。ではなくて、大きな投網を打とうじゃないかという提案なんです。

要するに、住宅改修リフォームに、町長の答弁をされたとおり、当初はそれで動いたんですから、もう一遍元に戻してほしいという質問なんです。当然、省エネもそういう中をやればいいんですね、当然。でも、住宅改修に早くやらないと、それでなくても、今状況が変わってきてなかなか改修も進まない。ですから、本当に地域経済を考えるんだったら、住宅リフォーム助成制度、これに変えられるように改めて進言しますが、町長、答弁を頂きます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどの答弁でも触れさせていただきました。国土交通省においてもでございますけれども、来年の予算要求という中でも掲げられてもおりますけれども、やはり住宅分野におけるこのカーボンのニュートラルという取組が大変重要であるということになされておりまして、先ほど、経済対策であったり地域のいろんな経済振興という観点に基づいて全分野の住宅をとということでおっしゃっても頂いておりますけれども、その思いということは、部分、共感するところはないですけれども、やはり、公費を投入するということにおいては、その政策目標を実現していくということも大変肝要であり、そのことにおきまして、今回は来年度でも国土交通省がこの住宅分野ということへの補助をより手厚くすることによってこのカーボンニュートラルをより近づけていくということにもなっておりますので、私どもの愛荘におきまして、今も基本的にはその省エネということ補助対象としておりますけれども、同じような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、この国土交通省の来年以降の事業ということでございますけれども、今までは、基本的に新規着工の新しい住宅に対しての補助メニューということがなされておったんですが、既存の住宅に対しましてもこの省エネということを実現していくということなのであれば、既存の住宅も補助対象とするということになされておりますので、そういう点では今までよりもかなり門戸が広がった事業になっていくのかなというふうに、私も期待をしているものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 環境問題、ちょっとあまり時間取るわけやないので、そのこと自体が、カーボンニュートラル自体が国の方針も否定はしないです。ただ一言だけ言っておきます。国は何だかんだ言っているけども、2030のCO2削減は、先進国から一番遅れているんです。結果として、今町長が答弁したように、国がカーボンニュートラルで、既存の住宅にもそういう補助金をつけるといっても、結果としてそれは2050の照準合わせの流れなんです。だからそれはそれでいいので、別にそこを否定しないので、2030から見て、そういう国が補助金ついたらなおさらいいわけで、これは当初から、町の施策として国の補助金関係なしに単独事業として、しかも1,600万かな、投資して、1億数千万のその当時は効果を生んだんです、地域経済を。ですから、今は予算を消化する、そういう程度でしょう。だから全体、町の単独事業として、あまりここでしゃべっていると時間がなくなっていくので簡潔にするけど、町長、そういうあれこれと省エネとか、それは省エネは含むんで、しかもそういうことを推奨すればいいんで、町の住宅リフォーム助成制度と大きな枠、投網に変えてほしい。改めて要請をしますが、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 御答弁申し上げます。

御期待にちょっと沿うものでないものではございます。コロナ禍の影響を受けている事業者の方には、国、県の経済対策も活用しながら、しっかりと支援をしてみたいと存じます。

お尋ねの住宅リフォームの補助については、省エネや創エネ、バリアフリーといった特定の政策目的を持った補助制度としており、広く住宅全般のリフォーム工事を対象とすることは考えておりません。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、全く違うんですが、コロナ禍とかいう問題でも申し訳ないですが、私は地域活性化のために、地域の業者、事業者のためにそういうふうに切り替えてほしいと、答えられないんじゃないかと、本当にそういうふうに思われるのなら、真剣に地域活性化が必要なんだということを思われるんだしたら、私は理屈抜きでやるべきだというふうに申し上げて次の質問に行きます。

介護激励金について質問を行います。特別養護老人ホームなどに入所する低所得者

の高齢者の食費、居住費を減額する補足給付制度が8月から改悪されました。補足給付制度は特別養護老人ホームなどに入所する低所得の高齢者の食費、居住費を減額する制度です。補足給付制度の改定は、年金収入120万円超の高齢者の食費代が1日650円から1,300円と2倍になります。その結果、施設利用者及びショートステイの利用者も対象となります。

Aさん、愛荘町のAさんから聞かされました。7月20日過ぎに届いた介護保険負担限度額認定決定通知書を見て驚かれました。母親の年金は月10万円僅か、貯金も僅かな中で、いっぱいっぱいの生活をしているといいます。月10万円の年金生活なのに、ショートステイの食事代を650円から1,300円とされ、今の生活で切り詰めるものはないと悲鳴を上げられています。

献身的に老老介護を行っている悲痛な声を受け止めていただき、介護激励金を以前の月額5,000円に戻されることを提案しますが、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 介護激励金については、在宅で介護を行う方をねぎらう目的で、在宅ねたきり老人等介護者激励金として、平成5年当時は県内のほとんどの市町が支給していました。しかしながら、現在、介護激励金を支給しているのは当町と甲賀市、湖南市の3市町のみであります。

平成12年に介護保険法が施行され、介護の必要性に応じた介護サービスを利用いただけることとなり、在宅における介護者の負担も軽減されてきました。さらに当町では平成24年以降、町指定による地域密着型介護サービス事業者ができたことにより、身近な地域で通所介護や訪問介護を受けることができるようにもなりました。このような状況を鑑み、令和元年度から介護激励金の額を5,000円から3,000円へと改正させていただいたものです。議員から御指摘のありました生活に困窮される介護者への対応につきましては、介護サービスの利用料を軽減する制度により対応いたします。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 近くにそういう施設ができたということは本当によいことなんです。でも、収入によって、介護度によって、サービスを受けたくても受けられないという事態も生まれているわけです。しかもそこに追い打ちをかけるように、今回の120万円を超える、超えないで負担が変わるという事態になったんです。その

中で、先ほども言いましたように、僅か月10万円。10万1円でいいわけですが、10万1円以上の方は、そういうふうに負担がなったんですね。じゃ、10万円で誰が、皆さんもう、それはもう分かるんでしょう。10万円で、月10万円の生活ってできないでしょう。それを現実になっているので、せめて激励金を戻してもらえないかという叫びなんです。

それを近くにこういうものができたからと。それは同時に、自分に力がなかったらサービスが受けられないということにも結びついていくんです。全ては年金額です。だから町長、そこらは少ししっかりと見てほしい。現実の町民さんの実生活を。

ちょっと走ろう。それで介護サービス、こういう人たちに対してどんなサービスがあるのかだけ聞いておきます。担当課になると思う。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 御質問にお答えします。

今回の補足給付、施設におけるホテル代及び食事代の部分の経費の部分に対する軽減的な施策がございます。食費や居住費などの介護保険施設やショートステイを利用される方の自己負担について、生活が苦しいといった方でお困りの方については、負担軽減の制度として、愛荘町社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度を設けております。状況によりまして、この制度を使っただけよう対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういう社会保障、本当にこうやって今言われたように、こういう制度があります、使っただけきたい。実際に申請しに行くと、いろいろチェックされて外されていく。生活保護の申請でも同じ。結果として、ここの僅かにあるお金を先使ってよと言われるんですよね。要するに、貯金があれば駄目だとか、いろんなことになってくるわけです。実際は、もう3分しかないんで、あと、あまりここにもこだわってはいられないんですが、要するに、もう自分の老後、自分の終活のために用意しているのも使わなかったら認めてくれないんですよ、いろんなサービスを。自分の終活のために残しておいてほしいと、使わないでほしいと言っているのも使わなかったら、皆さんは認めてくれないんですよ。この矛盾だけはしっかりと捉えてほしい。だから、3,000円を5,000円に、2,000円を月を上げてほしいと、

戻してほしいと願っているんです。いろんな社会補助制度はあるけども、実際問題は使いにくく使いにくくされているんです。あれば、それはうれしいですよ。だからここで取り上げているんです、実情を。しかも、お母さんの終活のことまであえて言ったんです。皆さんはまだそういうことを心配しなくていいから、あまり危機感を持っておられないと思います。

ここを訴えて、次の質問に行きます。あと1分ちょっとしかないので次の質問を行います。

障害者が安心して暮らせるまちづくりについて質問します。

6月に、A君という障害のある息子を持つ親と話す機会がありました。会話中にA君が帰ってきたとき、父親はどうしようもない息子と言い放ちました。その言葉が耳から離れずにいた中で、7月16日に、社会福祉法人わたむきの里の酒井了治総合施設長の話を聞く機会がありました。

その中で、施設利用者、その中で施設利用者になじめない障害者が自分の力が発揮できる作物づくりに取り組んでいることが紹介されました。障害者の個性を引き出した酒井施設長はじめスタッフの関わり方に感銘しました。わたむきの里の理念は、誰もが安心して働き、暮らし続けられるまちづくりを目指し、これです。その理念はスタッフづくりにも反映し、行政も後押しをされてきたからだと推察します。ですから、障害の程度に合わせた作業施設が増設され、活動も広がっているのだと思います。

父親の話から、A君は対人関係が築けないため、通える作業所などはないと言われました。愛荘町の作業所のスタッフの方々の献身的な活動に敬意を表しますと同時に、行政として、誰もが安心して働き、暮らし続けられるまちづくりを進める取組を行うことを求めますが、町長の見解、考え方をお伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員お尋ねの、誰もが安心して働き暮らし続けられるまちづくりは、望まれる福祉のまちづくりの姿であり、第4次愛荘町障害者計画では、「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」を基本理念として定めているところです。

個々の障害特性に応じた作業所等での就労や、グループホーム等の暮らし先を1つの町が単独で確保するのは困難であることから、障害福祉サービス関係機関等と広域的に連携を図り、一人一人のニーズ確認や専門的ケア、見守りなど地域ケアの充実を

図っております。サービス利用等については、福祉課へ御相談いただければと存じます。

また、全体的な町の福祉の方向性は、第4期愛荘町地域福祉計画において、地域共生社会の実現をめざすとしています。地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや支え手、受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていかうとするものであります。

現在、障害福祉分野では、福祉ふれあい講座での理解、関心を深めていただく機会の提供、彦愛犬権利擁護サポートセンターによる広域的な相談支援、働き・暮らしサポート支援センターによる就労支援などを実施しておりますが、地域共生社会の実現に向け、住民の皆様をはじめ、関係機関、事業者などあらゆる主体が持てる力を出し合う地域全体での取組を進めてまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） どうしても進言をしておきたいと思います。今の答弁は本当にきれいだし、別にそのとおりだと思います。しかし、障害を持っている方、またそれを支えている家庭にとっては、こんなきれいごとでは済まない事態もあるということ。今答弁の中で、私は逆に1つの町が単独で確保するのは困難であるということから、いろんなスクラム組んでいますというのはいいんだけど、日野が現実にそれに近づいているわけです。それは本町にできないのかといえば、皆さんがそういうまちにしていこうと、私はこの質問でそういう提案をしているんです。そういう町にしていこうという姿勢があるかないかによって、つくっていける、12年前の日野町がそこから支援をして、それこそ総合的にいろんなスタッフとの関係で醸成していったというふうに私は思っています。町の姿勢だと。ここはしっかりと強く言っておきたいし、ですから、最終的にこの答弁は自己責任で終結しているということだけをはっきりと言って、質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） ありがとうございます。以上で、本日の7名の一般質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時37分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。再開は、明日9月3日午前9時から本会議を開催をいたします。

本日はこれで延会をいたします。大変皆さん方、御苦労さんでした。ありがとうございました。

延会 午後4時37分